ことしもまた、
新たなえにしを結ぶ会’19！

2019年４月27日（土）

10:00　裏方ボランティア始動!!!!!
12:00　受付スタート　開場　♪えにしむすびたい・む　Ⅰ♪
13:00　開会

13:05～14:45

第１部　“新しい絆”が社会を変える ～児童虐待も見据えて～

- ◆ **塩崎 恭久さん**（元厚生労働大臣／超党派「児童虐待から子どもを守る議員の会」座長）
- ◆ **サヘル ローズさん**（女優・４歳で孤児院へ・養母と一緒に８歳で日本へ）
- ◆ **萬屋 育子さん**（“赤ちゃん縁組”を児童相談所に広める伝道師・ＮＰＯ法人ＣＡＰＮＡ理事長）
- ◆ **上鹿渡 和宏さん**（海外事情にも詳しい児童精神科医・早稲田大学教授）
- ◇ ファシリテーターは、ＮＨＫディレクターの**猪瀬美樹さん**

14:45～15:15　♪えにしむすびたい・む　Ⅱ♪

15:15～16:15

第２部　「そのままの、キミでいい」
ヤクザ・風俗・ムショに負けた日本の福祉、そして、やまゆり園事件の真相に迫る

- ◆ **田島 良昭さん**（日本でただ１つ、知的障害の施設を解体。「愛する人と地域で」を実現、最高検参与）
- ◆ **神戸 金史さん**（植松「殺人実行者」と会見を重ねる。自閉症児の父でジャーナリスト）

16:15～17:15　イイノホールに移動。
サンドイッチをつまみながら　♪えにしむすびたい・む　Ⅲ♪

17:15～20:30

第３部　誇りのまちづくり ９人のサムライ ～これが、ホントウの共生社会～

- ◆ **吉永 拓哉さん**（「少年院で、大志を抱け」の著者　いまは博多親不孝通りの町内会長）
- ◆ **井階 友貴さん**（赤フン坊やとともに健康な町づくりの先頭に立つ若き大学教授）
- ◆ **寺本 英仁さん**（高齢化率 43%の過疎の町を出生率 2.65、グルメの町に変身させた役場職員）
- ◆ **青木 志帆さん**（明石市の弁護士職員，タニマーの元祖の朗らかな難病当事者）
- ◆ **軍司 大輔さん**（自ら身体拘束を受け、身体拘束されてみたらみんな敵にみえたと体験記）
- ◆ **宇都宮 啓さん**（地域でのまちづくりも実践する厚生労働省　健康局長）
- ◆ **小椋 武夫さん**（聴こえる人と聴こえない人が、電話で話せるリレー電話に取り組む）
- ◆ **福井 大輔さん**（また来たくなる地域の縁側「アンダンチ」 を始めた若き企業家）
- ◆ **大島 一博さん**（常に現場を訪ねて政策づくりに生かしてきた厚生労働省　老健局長）
- ◇ ファシリテーターは、医療ジャーナリストの**月﨑時央さん**とピースクルーズ代表**田中知世子さん**

総合司会　**鈴木隆子さん**（社会福祉法人すてっぷ理事長）
村田優美さん（ケアマネジャー 社会福祉士）
田原浩子さん（障害分野の行政保健師）
今村美都さん（フリーランスライター）

第1部
“新しい絆”が社会を変える ～児童虐待も見据えて～

虐待から子どもを守る「特別養子縁組」と「里親」

コーディネーター　猪瀬美樹さん（ＮＨＫ ディレクター）

“新しい絆”というと、皆さんはどんなことを想像されますか？　様々な絆、家族の形がある中で、第１部のセッションでは、主に「特別養子縁組」と「里親」を中心に取り上げたいと思います。えにしの会にしては、何だか柔らかいテーマのようにお感じになるかもしれませんが、このテーマは、いま社会的にも大きく注目されている“子どもの虐待”や“虐待死”と密接に関わる重要なものです。

そして、このセッションをお届するのに、素晴らしい登壇者の皆さんが揃いました。養子の当事者として発信を続けている女優サヘル・ローズさん。《家庭養育優先原則》を明文化した画期的な児童福祉法の改正に尽力された衆議院議員・塩崎恭久さん。児童相談所の職員として、“赤ちゃんの虐待死”を防ぐのに有用とされる新生児の特別養子縁組『赤ちゃん縁組』の普及に取り組んできた萬屋育子さん。そして、欧州の事情に詳しく、地元・長野では乳児院の改革に取り組む児童精神科医の上鹿渡和宏さんです。

2016 年の児童福祉法改正で、国は親との死別や虐待・貧困などの理由で“親と暮らせない子どもたち”に、《施設養育》よりも《家庭養育》を優先することをはっきりと宣言しました。しかし、現状では８割の子どもが今も《施設》で暮らしています。この状況をどう変えていけばよいのか（日々、成長している子どもたちにとって、この一瞬一瞬が貴重でかけがえのない時間です）。また、これまで子どもたちを支えてきた《施設》には、その専門性を活かし、新たにどんな役割を担ってもらえばよいのか。国や自治体、そして、私たちは何をすべきか。皆さんとともに考えていけたらと思います。

きっかけは ―“赤ちゃんポスト”に託された遺体

以下、私ごとながら、このテーマに関わることになった経緯と想いを書かせていただきます。この数年、私の心を捉えて離さないのは、“赤ちゃんポスト”に自分が生んだ赤ちゃんの遺体を預けた女性の姿です。

2014 年 10 月 3 日の夜 8 時過ぎ。熊本市内のホテルにいた私は、テレビから流れるニュース映像に目を奪われました。―「“赤ちゃんポスト”に、生後間もない男の子の遺体が遺棄されているのが発見されました…」。

実はそのわずか数時間前まで、私はまさにその“赤ちゃんポスト”（正式名称『こうのとりのゆりかご』）を運営する慈恵病院で、院長・蓮田太二医師を相手にドキュメンタリー番組の撮影に向けた交渉を行っていたのです。私の提案は、病院が『こうのとりのゆりかご』開設以来、24 時間 365 日続けてきた『SOS 妊娠相談（無料の電話相談）』の相談室にカメラの三脚を据えさせてほしいというものでした。目的は、“予期せぬ妊娠”に悩む女性たちの実像を伝えることでした。しかし、交渉の壁は厚く、蓮田医師の回答は「15 分程度の撮影を行うのは構わないが、それ以上、撮影

クルーが相談室に居続けることは、相談者のプライバシー保護の観点から難しい」というものでした。

ニュースを見た直後の感想は、「もう番組の撮影許可は下りないだろう」という暗澹たる想いと「赤ちゃんの遺体を『ゆりかご』に預けるなんて、なんてひどいことをするのか…」という嫌悪感でした。

翌日、31 歳の母親が逮捕されました。

事件から２週間後、私は蓮田医師に電話を掛け、恐る恐る事件について尋ねました。蓮田医師は穏やかな、でもきっぱりとした口調でこう答えました。

「お母さんには、何か“事情”があったのだろうと思います…。赤ちゃんを『ゆりかご』まで連れてきたということは、“この病院なら助けてもらえるのではないか”と思ったのでしょう。ここに赤ちゃんを連れてくるお母さんたちは、みんなそうです」。

女性を責める言葉は、一切ありませんでした。

ドキュメンタリー『小さき命のバトン』からの宿題

その後、病院とプライバシーの保護について綿密な取り決めを交わし、“撮影の扉”は開かれました。

死体遺棄事件の取材からは、女性が置かれていた孤独な境遇が浮かび上がってきました。女性はシングルマザーで難聴の障害がありました。中学生の頃にはいじめに遭い、ひとりも友達がいませんでした。働いていた会社が倒産し、解雇された直後に妊娠に気づきますが、交際相手とは連絡が取れなくなりました。お金もなく、健康保険証も持っていなかった女性は誰にも相談できないまま、自宅の風呂場で出産。生まれてきた赤ちゃんの体は冷たく、既に息をしていなかったといいます（司法解剖では、赤ちゃんの肺に空気が入っていなかったことが明らかになっています）。

裁判で、弁護士は女性に対して「なぜ、『こうのとりのゆりかご』に遺体を預けようと考えたのですか？」と問い掛けました。女性は、絞り出すように答えました。

「“助けてもらえる”と思ったからです……。赤ちゃんを供養してもらえるのではないかと思いました。十か月間、自分のお腹で育ててきた子どもだから、大事だと思っていました。“捨てよう”と考えたことはありませんでした…」。

番組は『ETV 特集』「小さき命のバトン」として、2015 年５月に放送されました。半年に渡る密着取材では、様々な SOS の声に触れました。十代の妊娠、性暴力被害や近親相姦による妊娠、貧困に喘ぐ女性たち。相談件数は、開設から８年間で９千件以上に及んでいました（当時）。身近に相談できる場所がなく、孤立している人がこんなにも多いのかと圧倒されました。

相談員たちは、女性たちの声に十分に耳を傾けた上で、まずは「自分で育てられるよう」に家族を説得したり、地域の支援へとつなげていました。しかし、育てることが難しい場合は、新生児からの特別養子縁組『赤ちゃん縁組』を勧めていました。

『赤ちゃん縁組』については、愛知県児童相談所の30年以上に渡る実践や、複数の縁組家族・養子当事者の取材から、その意義や有用性を実感していました。一方で「様々な性格の子どもたちがいる中で、思春期や大人になってから“ルーツ”について悩み、苦しむ子もいるのではないか」という想いも残りました。

昨年から、改めてその宿題と向き合うことになりました。養子縁組を経験して大人になった複数の当事者のインタビュー、“ルーツ探し”の支援、“真実告知”の重要性や方法などをまとめたＤＶＤ教材『新しい絆の作り方 特別養子縁組・里親入門』を作りました。ご関心のある方は、お手に取っていただければ幸いです。

★NHK 厚生文化事業団・福祉ビデオシリーズ『新しい絆の作り方 特別養子縁組・里親入門』（ＤＶＤ全２巻）
「福祉ビデオライブラリー」にて無料で貸し出しています。詳しい情報は ⇒ https://www.npwo.or.jp/video/13172

“血のつながり”を超えた “愛のつながり”をアナタへ

サヘル・ローズさん（女優・養子の当事者）

皆さん、初めまして。サヘル・ローズです。

私は４歳の時にイランの孤児院に入りました。そして、７歳の時に現在の養母と出逢ったことによって、お母さんという温もりをもう一度感じることができるようになりました。私にとって養子縁組とは、“母の温もり”でもあります。母が私に大きな愛を注いでくれたからこそ、私は《未来》を、そして、《希望》を持つことの素晴らしさを知ることができました。しかし、『家族』の定義は本当に難しいもので、みんないろんな事情や問題を抱えながら生きています。誰が一番つらいなんてことはないのです。各々が苦しみを抱えながらも、『家族』を求めてしまうのは、人間が“心を持って生まれてきた命”だからだと思います。

抱きしめてほしい。見ていてほしい。声を拾ってほしい。手を握っていてほしい。なによりも泣き叫びたい時に抱きとめてくれる大人を、私たちはどこかで求めています。施設を否定しているわけではありません。ただ、子どもは“一対一の関係”を求めている。“一対一の関係”を持つことで、『人』として社会での生き方を学んでいけるのだと思います。みんな誰かの子どもであり、「愛されたい」。そして、「夢を持って生きたい」。それは、子どもが生まれながらに持つ権利ではないでしょうか。

この春、ご縁があり、“血のつながり”を超えた家族・絆について伝えるＤＶＤ教材『新しい絆の作り方 特別養子縁組・里親入門』をリリースしました。私は、司会を務めさせていただいています。特別養子縁組や里親制度について耳にしたことがある方、制度は知っていても、一歩踏み出そうとする際に“不安”を感じる方もいると思います。でも、それでいいのです。施設で暮らす子どもたちも、新しい家庭に託されようしている子どもたちも、みんな“不安”なのです。このＤＶＤを見ていただきたい理由は「あなたはひとりじゃない」、「一緒に乗り越えていけることもあれば、ぶつかり合うこともある」と知ってほしいから。「あれ？　これって普通の家族でも起きることかもしれない…」と感じる方もいると思います。孤独を抱えている方、孤立している方たちが、いま抱えている“悩み”や“不安”を少しでも解消できたり、生きるヒントになれば幸いです。

とりわけ子どもたちや当事者の方たちにも見ていただければと思います。私はこのＤＶＤの制作を通して、改めて自分自身と向き合うことができました。特に《大人になった当事者たち》のインタビューとクロストークは、ぜひ見てほしいです（第１巻の第８章、第２巻の第２章に収録）。

愛を込めてみんなで言葉を紡ぎ、作った作品です。それぞれのコトバと想い。みんなの願いが、社会へ届いてほしいです。

イランの孤児院にいた頃のサヘルさん

サヘルさんと養母フローラさん（養子縁組をした頃）

サヘルさんとフローラさん
（８歳で来日）

ペルシャ絨毯（じゅうたん）を売るお手伝い

14 歳 思春期の頃

サヘルさんとフローラさん・近影

ＮＨＫ厚生文化事業団・福祉ビデオシリーズ『新しい絆の作り方 特別養子縁組・里親入門』

第１巻 特別養子縁組で“家族”になる（132 分）

序　章　特別養子縁組はいま
第１章　愛知県・“赤ちゃん縁組”で結ばれた家族
第２章　『愛知方式』に学ぶ
　　～子どものための養子縁組～
第３章　赤ちゃんの成長と『アタッチメント理論』
第４章　子どもの「試し行動」とその対応
第５章　民間団体の実践から
　　《セミオープン・アダプション》って何だろう？
第６章　ある家族の“真実告知”　～髙口家の場合～
第７章　どう向き合う？“真実告知”
第８章　大人になった養子当事者たちのクロストーク
第９章　特別養子縁組のこれから

【内容】
“血のつながり”を超えて子どもを迎えた夫婦にはどのような決意や想いがあったのか、映像を通して伝えます。家族が直面する「真実告知」や「試し行動」の意味や対応法を解説。後半は、大人になった３人の養子当事者とサヘルさんが真実告知・思春期・ルーツをテーマに語り尽くします。

第２巻 里親家庭で“絆”を育む（123 分）

序　章　里親制度はいま
第１章　福岡市・広がる乳幼児里親
第２章　ある里親家庭のケースに学ぶ
　　～健太さんと青葉夫妻～
第３章　傷ついた子どもたち ～里親にできることは～
第４章　里親を支えるフォスタリング機関
　　～静岡市里親家庭支援センターの実践から～
第５章　注目の里親研修！
　　フォスタリングチェンジ・プログラム
第６章　フォスタリングチェンジ・プログラムの理論を学ぼう
第７章　フォスタリングチェンジ・プログラムの技術を学ぼう
第８章　里親に関心があるあなたへ

【内容】
赤ちゃんを預かる里親や里親家庭で育ち大人になった当事者の映像を通して里親の役割について伝えます。また、里親が増えている静岡市や福岡市の実践を紹介。後半は、イギリスで生まれた注目の里親研修『フォスタリングチェンジ・プログラム』についてスキットを交えて楽しく解説します。

最後に。昨年、写真家の安田菜津紀さんとともに作った詩集『あなたと、わたし』から、この一編をお届けします。

わたしは目をとじる
瞼の奥側にあるのは
アナタの優しさ、
あなたの美しさ。

わたしはアナタの心が傷つく事も
あなたがこの世界に傷つく事も

望まない。

ワタシが目をとじる。
瞼の時計台で待っているのは
大好きなアナタと
駆け寄るワタシ

あなたの幸せな香りと
途絶えない笑顔。

わたしが目を閉じれば、
そこにはアナタとワタシがいる。
幸せに笑っている未来の光景。

瞼の奥では今夜も、
未来が映し出されている。

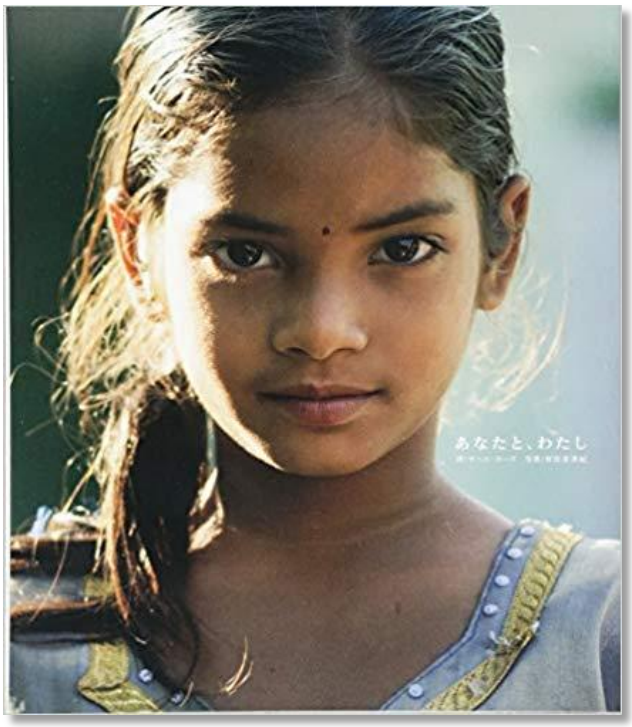

詩集『あなたと、わたし』
詩 サヘル・ローズ／写真 安田菜津紀 （日本写真企画）

【プロフィール】
1985 年にイランで生まれる。幼い頃に両親を亡くし、４歳からの３年間をイランの孤児院で暮らす。７歳の時に現在の養母と養子縁組を行う。８歳で来日し、以来日本で暮らしている。国際人権ＮＧＯヒューマン・ライツ・ウォッチ『すべての子どもに家庭を』キャンペーンの親善大使を務める。

真に子どもを大事にする国を目指して

児童福祉法抜本改正を進めた元厚生労働大臣　塩崎恭久さん
自民党「児童の養護と未来を考える議員連盟」会長
超党派「児童虐待から子どもを守る議員の会」座長

虐待相談対応件数・要保護児童数・施設入所数

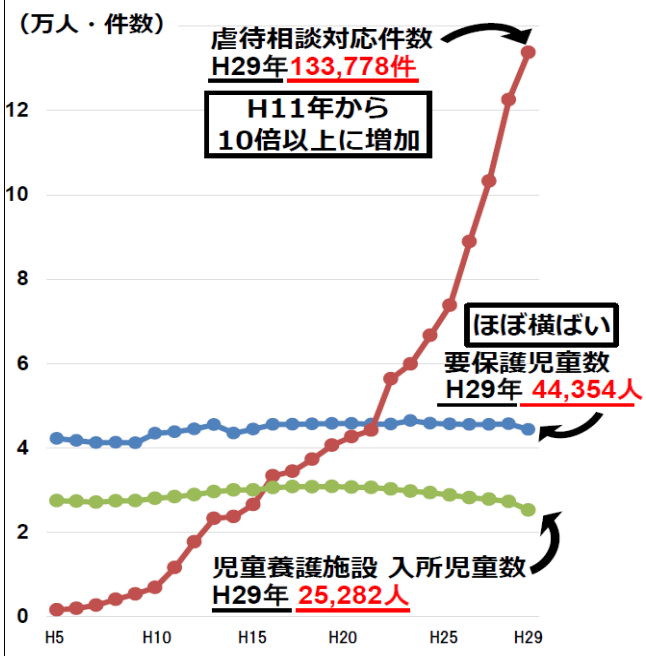

（出典）厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

なぜ日本だけ「保護される児童」が少ない？

国名	児童人口（千人）	保護児童数（千人）	児童人口1万人当たり保護児童数（人）
フランス	13,427	137	102
ドイツ	14,829	110	74
イギリス	13,243	73	56
スペイン	7,550	38	51
デンマーク	1,199	13	104
ノルウェー	1,174	8	68
スウェーデン	1,911	12	63
ニュージーランド	1,006	5	49
オーストラリア	4,836	24	49
カナダ	7,090	76	109
アメリカ	74,000	489	66
日本	23,046	38	17

（出典）June Thoburn (2007) "Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care"より抜粋

長過ぎる児童養護施設の入所期間（2018年）

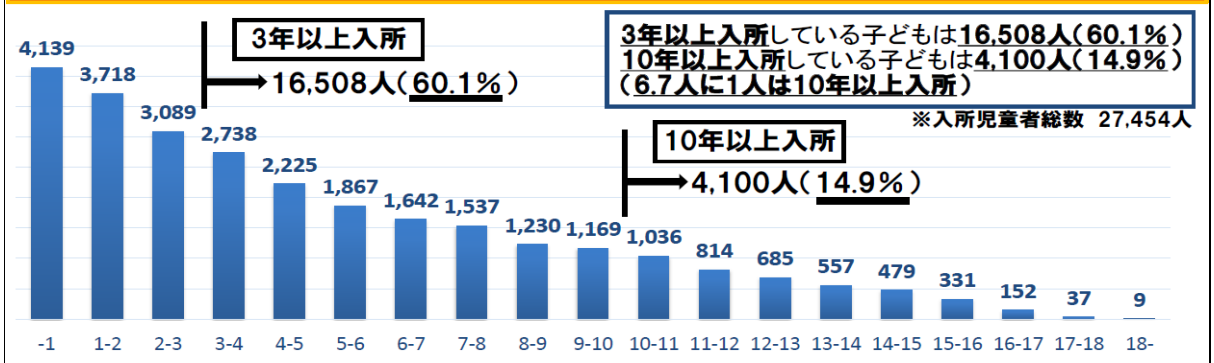

3年以上入所している子どもは**16,508人（60.1%）**
10年以上入所している子どもは**4,100人（14.9%）**
（6.7人に1人は10年以上入所）

※入所児童者総数　27,454人

少な過ぎる児童養護施設の「小規模かつ地域分散化」（平成29年10月1日現在）

〈入所児童数ベース〉

	入所児童総数	敷地内施設				小規模かつ地域分散型施設（「できる限り良好な家庭的環境」）		
			大舎等	「小規模グループケア」			分園型	地域小規模児童養護施設
				「施設内ユニット型」	「別棟」			
人数（構成比(%)）	26,265（100.0）	23,281（88.6）	15,245（58.0）	6,258（23.8）	1,778（6.8）	2,984（11.4）	789（3.0）	2,195（8.4）

（出典）厚生労働省子ども家庭局調べ　（児童養護施設数　６０２か所）

「里親委託率」が低い日本では多くが施設へ

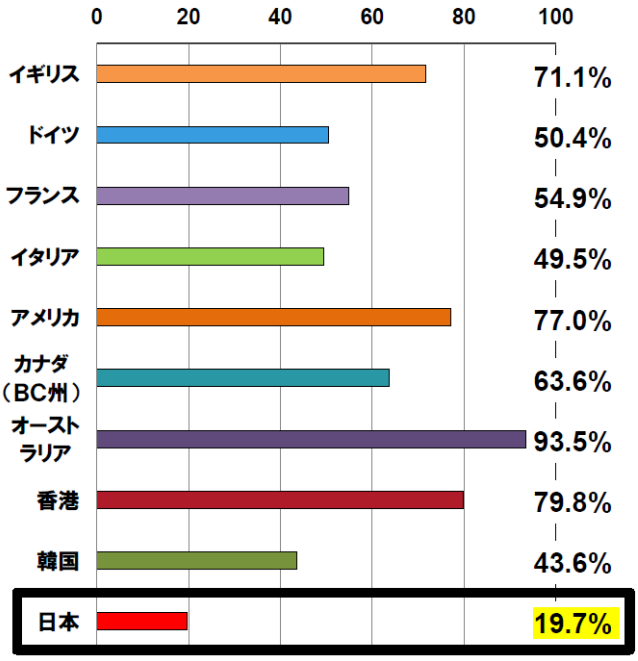

（註）2010年前後の値、日本のみ2019年3月末。
※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代（東京成徳大学子ども学部）（平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ（被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究）」）

「特別養子縁組」が殆ど活用されない日本

国名	人口（百万人）	成立件数	人口10万人当たり件数
ドイツ	81	3,805	4.69
フランス	62	3,964	6.41
イギリス	56	4,734	8.44
アメリカ	314	119,514	38.0
日本	127	616	0.48

（註）ドイツ：平成26年 フランス：平成19年 イギリス：平成23年 アメリカ：平成24年　日本：平成29年　※イギリスはイングランドとウェールズのみ。

（出典）厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

里親等委託率は都道府県間格差が大きく、最大で約5倍の開き

都道府県別里親等委託率（平成２９年度末）※指定都市・児童相談所設置市は各都道府県に含む

出典：平成２９年度福祉行政報告例

里親等委託率は、都道府県間の格差が大きい
全国：　１９．７％
最小：　　９．６％　（秋田県）
最大：　４６．６％　（新潟県）

$$\text{里親等委託率（\%）} = \frac{\text{里親・ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ委託児童数}}{\text{乳児院入所児＋児童養護施設入所児＋里親・ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ委託児}}$$

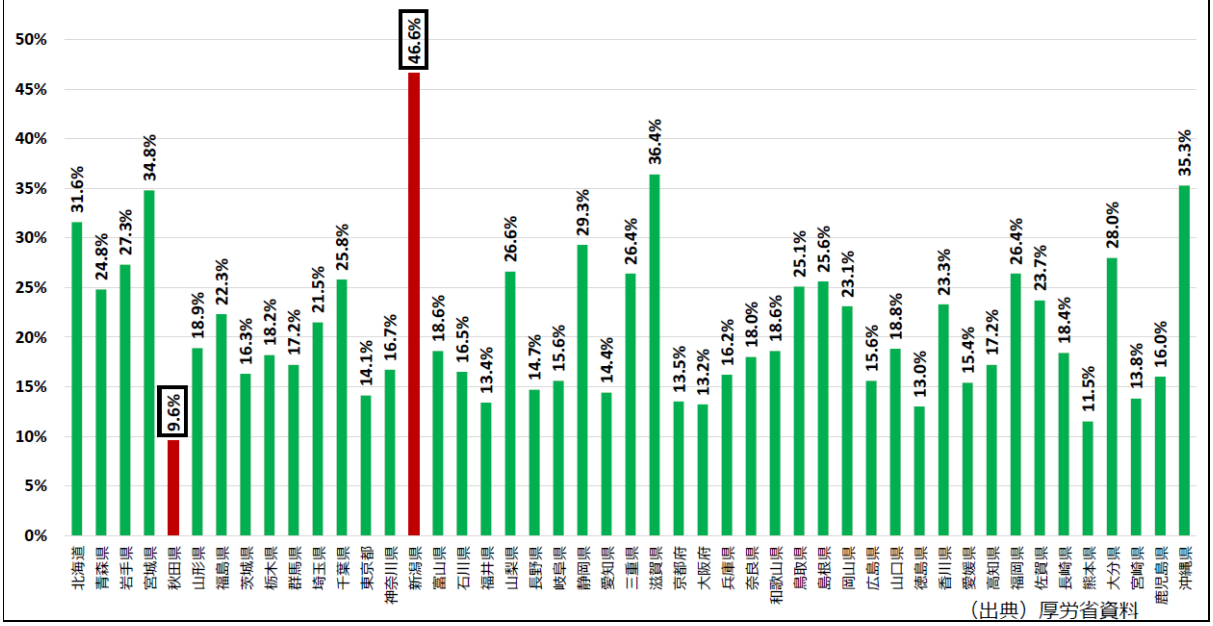

（出典）厚労省資料

社会的養育関連政策の推移

- 1947年（昭和22年）
  - 「児童福祉法」成立　※昭和22年の戦争孤児の施設収容目的の立法以来、「保護パラダイム」が28年抜本改正まで70年間継続。
- 1989年（平成元年）
  - 国連「児童の権利条約」採択（H元.11.20）
- 1994年（平成6年）
  - 日本が「児童の権利条約」批准（H6.5.22）
- 2000年（平成12年）
  - 「児童虐待防止法」成立　※その後、平成16、19年に法改正。
- 2009年（平成21年）
  - 国連「児童の代替的養育に関する指針」採択(H21)　※「家庭での養育(特に乳幼児)」と「永続的解決」を原則。
- 2010年（平成22年）
  - 国連「児童の権利委員会」による「第3回最終見解」(H22)　※国連指針を考慮するよう日本政府に勧告。
- 2011年（平成23年）
  - 厚労省「里親委託ガイドライン」公表（H23.3.30）
  - 厚労省「社会的養護の課題と将来像」(H23.7.11)　➡「都道府県推進計画」策定
  - 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」（H27.9.7～H28.7.29）
- 2015年（平成27年）
- 2016年（平成28年）
- 2017年（平成29年）
- 2018年（平成30年）
- 2019年（平成31年）

大きなパラダイムシフト

- 「児童福祉法」改正（H28.5.27成立、6.3公布）
- 「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」（H28.7.29～ ）
- 「児童福祉法」改正（H29.6.14成立、6.21公布）
- 厚労省「新しい社会的養育ビジョン」　➡「都道府県推進計画」全面見直し
- 「『都道府県社会的養育推進計画』の策定要領 」を厚労省が発出（H30.7.6 ）
- 「児童福祉法等」、「特別養子縁組関連法」改正案国会提出（H31.3）

「28年改正児福法」における理念規定の抜本見直し

改正前の条文

第一条　すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

②　すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

【参考】民法（明治29年法律第89号、第820条及び822条は平成23年改正）（抄）

（親権者）

第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

（監護及び教育の権利義務）

第820条　親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第822条　親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

第二条　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

改正後の条文

第一条　（子どもの権利）

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条　（子どもの最善の利益優先原則）

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

②　児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条の二　（家庭養育優先原則）

国及び地方公共団体は、児童が①家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、（中略）児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が②家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童が③できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

「新しい社会的養育ビジョン」の「家庭養育優先原則」、「数値目標」等

「社会的養護の課題と将来像」（2011年7月）		現状	「新しい社会的養育ビジョン」（2017年8月）
「『家庭的』の定義が不明確」かつ「優先順位も不明確」		616件/年（H29年） 19.7%（H30.3時点）	①【家庭】・実父母や親族等 ②【家庭における養育環境と同様の養育環境】
【家庭的養護】 ・里親 ・ファミリーホーム	今後十数年をかけて、概ね1/3		特別養子縁組成立数：概ね5年以内に年間1,000人以上、その後も増加 里親委託率 3歳未満：概ね5年以内に75%以上 それ以外の就学前：概ね7年以内に75%以上 学童期以降：概ね10年以内に50%以上
【できる限り家庭的な養育環境】 ・小規模グループケア ・グループホーム	今後十数年をかけて、概ね1/3		③【できる限り良好な家庭的環境】 ・小規模かつ地域分散型施設
【施設養護】 ・児童養護施設 ・乳児院等 （児童養護施設は全て小規模ケア）	今後十数年をかけて、概ね1/3		【施設の新たな役割】 施設入所は、措置前の一時的な入所に加え、高度専門的な対応が必要な場合が中心。高機能化、多機能化を図り、地域で新たな役割を担う。

「社会的養護（代替養育）を必要とする子ども数」の考え方の相違点

・・・18歳未満人口の1割縮小が見込まれており、これと同様の推移を見込むか、（略）、少なくとも対象児童は減少しないと見込むことが考えられる。	・・・市区町村の支援の充実により、潜在的ニーズが掘り起こされ、代替養育を必要とする子どもの数は増加する可能性が高いことに留意して計画を立てる。

厚労省「新しい社会的養育ビジョン」及び「社会的養護の課題と将来像」より塩崎恭久事務所作成

網の目が粗すぎる日本の児童相談所設置

	日本	アメリカ	イギリス(イングランド)	ドイツ
人口	1億2710万人（H27）	3億2780万人（H30）	5560万人（H29）	8270万人（H29）
根拠法	・児童福祉法 ・児童虐待防止法	・児童虐待防止対策法（連邦） ・独自の法的、行政的なプログラム（各州）	・1989年児童法 ・2004年児童法	・社会法典第8編 ・児童保護法 ・民法 ・刑法
児童虐待の定義	保護者がその監護する児童について行う以下の行為をいう。 ①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待	・児童虐待とネグレクト ・性的虐待	法律上、虐待に特化した定義なし。	・法律上の明確な定義なし。 ・民法第1666条第1項において、「子の福祉の危険」について身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、ネグレクトに区分して規定。
児童虐待対応で調査や子どもの保護を実施している機関	児童相談所（都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市が設置）	児童保護サービス機関（州又は郡の公的な児童福祉部門の一部）	Children Social Care	青少年局
設置数	212ヵ所(H30.10) ※1ヵ所当たりの人口約60万人（※1） 全中核市に置設 ＋52ヵ所 48万人に1ヵ所 さらに全特別区に設置 ＋23ヵ所 44万人に1ヵ所 合計 287ヵ所	各州に置かれているが、児童福祉担当機関の規模は州によって異なる。 （例） ○ロサンゼルス郡 人口約870万人/CPS17支所 1支所当たりの人口約51万人（※1） ○マサチューセッツ州（精査中） 人口約686万人/DCF地域事務所28ヶ所 1地方事務所当たりの人口約24万人（※1） ○オレゴン州（精査中） 人口約414万人/DHSの虐待通報窓口36ヶ所 1窓口当たりの人口約12万人（※1）	各地方自治体（152自治体）に置かれている。 大きな地方自治体によっては、支部等が置かれているが、どのような配置にするかは地方自治体によって異なる。 ※1自治体当たりの人口約37万人（※1）	広域主体（16州）に一つの州青少年局、地域主体に一つの青少年局が置かれている（511ヶ所）。 ※1ヵ所当たりの人口約16万人（※1）

※1　人口を機械的に割ったもの。
※2　アメリカでChild protective servicesを担う行政機関は、州によって名称が異なる。（Department of Children & Families, Department of Human Services等）
【出典】外務省HP、マサチューセッツ州DCFHP、オレゴン州DHSHP、アメリカ統計局HP、イギリス統計局HP
平成26年厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ（アメリカ、イギリス、ドイツ）
「アメリカ・イギリス・北欧における 児童虐待対応について」（児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会（第3回）（平成26年10月31日）増沢 高氏（子どもの虹情報研修センター研修部長）提出資料）
岩志和一郎編著「児童福祉と司法の間の子の福祉－ドイツにみる児童虐待防止のための諸力連携－」（尚学社）（2018年11月）

（出典）厚労省子ども家庭局資料

赤ちゃん縁組で“虐待死”をなくす

萬屋育子さん（ＮＰＯ法人ＣＡＰＮＡ理事長）

子どもの虐待死で最も多いのは“ ０歳０カ月０日 ”

児童相談所の虐待対応件数は、2000 年の虐待防止法施行以来、年を追うごとに増加しています。毎日のように、子どもの虐待や虐待死の悲しいニュースが報じられています。あなたは、虐待で死亡する子どもの年齢は“ ０歳０カ月０日 ”が最も多いという事実をご存じですか？　国の報告*によると、10 年間で 100 人以上の赤ちゃんが「この世に生まれたその日」に命を絶たれているといいます。

私は、長年、愛知県の児童相談所で児童福祉司として働いてきました。虐待対応の傍ら“予期せぬ妊娠”をした女性の相談に乗り、赤ちゃんを“育ての親”へ託す『赤ちゃん縁組（新生児特別養子縁組）』に携わってきました。退職した現在は、子どもの虐待予防の活動をしているＮＰＯ法人で、赤ちゃん縁組を全国の児童相談所に広める活動を行っています。

---

* 『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第 14 次報告』（2018 年）
厚生労働省・社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

赤ちゃん縁組に取り組んできた愛知県児童相談所

愛知県の児童相談所では、30 年以上にわたって生まれたばかりの新生児の特別養子縁組、赤ちゃん縁組を行ってきました。里親制度を活用し、新生児を特別養子縁組を行う前提で里親委託し、出産後に“生みの親”の承諾が得られた場合には、縁組の手続きを進めるようにしています。これらのプロセスは、児童相談所内でノウハウが明文化されており、一般的なケースワークとして行われています。

赤ちゃん縁組のメリットとは

なぜ私たちが、赤ちゃん縁組に積極的に取り組んできたのか。それは、様々なメリットがあるからです。一つ目は、赤ちゃんにとってのメリットです。なんといっても生後間もなく“新しい親”と出逢い、生活を始めることができるため、親子の間に深い絆が生まれます。たとえ記憶に残ることがない時期であっても、肌で感じる心地よさや安心感は、その子の人生にきっとよい影響を与えるに違いありません。

二つ目のメリットは、“赤ちゃんの虐待死”を防げることです。この世に生まれたばかりの赤ちゃんは、大人に世話をしてもらえなければ生命の危機にさらされます。愛知県では、予期せぬ妊娠をした女性の相談にも積極的に応じています。相談につながった女性が出産前の段階では「自分で育てるのは難しい。養子に出したい」と意思表示をしている場合でも、出産後に気持ちが変わり、「やっぱり自分で育てたい」と言い出すこともあります。たとえ最終的に養子縁組に託すことにならなくても、予期せぬ妊娠をした女性に、児童相談所を始めとする関係機関が関わり、寄り添い・支援することは虐待の予防につながります。

予期せぬ妊娠をし、出産せざるを得ない女性の事情は様々です。児童養護施設で育った 10 代の女性が、施設を退所して間もなく妊娠してしまい、住む家もなくお金も持っていないケース。母親の再婚相手から性的虐待を受けて妊娠した女子中学生のケース。心身ともに追い詰められ、「どうしても育てられない。育てる気持ちになれない」と訴える女性に対して、「特別養子縁組を行う前提で里親を探しましょう」と私が伝えると安堵の表情へと変わる瞬間を何度も見てきました。それまでは、不覚にも予定外の妊娠をした我が身を呪い、お腹の子の父親である男性への恨み・つらみでいっぱいで暗い表情をしていた女性たちは、「子どものために“生みの親”としてできることをしたい」と前向きな気持ちに変わってくれました。「『養子に出す』という選択は、今のあなたができる子どもへの最大の貢献です」と

特別養子縁組とは

- 子どもの福祉を目的とした民法の制度
- 対象 原則６歳未満の子ども
  ※国は原則15歳未満の子どもに引き上げる方向で検討を進めている
- 家庭裁判所の審判が確定すれば実の親子と同様の親族関係が生じる

赤ちゃん縁組の条件（愛知県の場合）

- 性別・障害・病気の有無を選べない
- 家庭裁判所の審判が確定する前に実親が翻意した場合 子どもを返すこともある
- 真実告知を行う

伝えると涙を流す人が多かったです。

一方で、長年、子どもに恵まれず、多大な費用と労力をかけて不妊治療を続けている夫婦がいます。「我が子がほしい。子育てをしたい」と願っている夫婦にとって、子どもに恵まれないことは切実な悩みです。「赤ちゃん縁組が子どものための養子縁組制度」であることを理解した上で、「血縁を超えた親子関係を作りたい」と願っている夫婦は少なくありません。“子どもに恵まれない夫婦”と“親の縁が薄い子ども”が出逢った時に《物語》は生まれます。《家族》としての新しい歴史が始まる瞬間に何度も立ち会わせていただきました。

児童相談所の職員にとっても“希望”を感じる仕事

また、赤ちゃん縁組は児童相談所や支援に関わる様々な機関の人たちにとっても、大きなメリットがあると思います。児童相談所には、親の病気や虐待、経済的な理由で養育が困難なケースの相談が、日々、寄せられています。そうした子どもたちの多くは、乳児院や児童養護施設などに入所することになります。生まれた病院から、そのまま乳児院に入所する赤ちゃんもいます。家族と暮らした経験がほとんどないまま、18歳になるまで児童養護施設で暮らし続けている子どもたちが、現実に存在します。そうした子どもたちこそ、児童相談所は養子縁組の対象にすべきではないでしょうか。なるべく早い時期に安心・安全な環境、その子だけを見てくれる“特別な大人”との出逢いを作ってあげたいと思います。特別養子縁組は、子どもと育ての親が法律的な親子関係を結び、永続的な関係性を作ります。虐待や貧困などの《世代間連鎖》を防ぐ上でも、有効な手立てだと私は思います。

児童相談所の職員たちにとっても、“新しい家族づくり”に関わることは幸せな体験です。産婦人科の病院や保健所などの専門職、自治体や乳児院の職員など支援に関わる全ての人が希望を感じることができます。生まれたばかりの赤ちゃんは大人をひざまずかせ、「あなたに全てを捧げます」と言わせるような力、特別な光を持っています。生まれたばかりの赤ちゃんは“命そのもの”、“存在”が神々しいのです。

“真実告知”は必ず行ってほしい

赤ちゃん縁組で子どもを迎えた場合、育ての親はしばしば「自分で出産してない事実」を忘れてしまいがちです。それほど、自然な親子関係を結べるためです。しかしながら、“真実告知”は必ず行ってほしいと思います。

子どもが親を無条件に信頼している幼少期から、子どもに対して「私たちはずっと家族。一緒にいるよ。愛している。大好きだよ。“生みの親”は別にいるけど、あなたの幸せを願って私たち夫婦に託してくれたんだよ」と伝えてほしいと思います。“真実告知”は一度きりでは終わりません。子どもの成長に合わせて何度でも、「あなたは大切な家族。愛してるよ」と伝えてほしいと思います。“生みの親”との別離を体験している子どもは心の奥深くで、目の前の“育ての親”も「自分から離れていってしまうのではないか」という不安を抱えています。何度も伝えてあげることで、子どもは親の愛情を確かめ直すことができるのです。

子どもに《ずっと家族》でいられる関係を

児童相談所には、親の病気や虐待、経済的な理由で養育が困難なケースの相談が、日々、寄せられています。そうした子どもたちの多くは、乳児院や児童養護施設などに入所することになります。生まれた病院から、そのまま乳児院に入所する赤ちゃんもいます。家族と暮らした経験がほとんどないまま、18 歳になるまで児童養護施設で暮らし続けている子どもたちが、現実に存在します。そうした子どもたちこそ、児童相談所は養子縁組の対象にすべきではないでしょうか。なるべく早い時期に安心・安全な環境、その子だけを見てくれる“特別な大人”との出逢いを作ってあげたいと思います。特別養子縁組は、子どもと育ての親が法律的な親子関係を結び、永続的な関係性を作ります。虐待や貧困などの《世代間連鎖》を防ぐ上でも、有効な手立てだと私は思います。

児童相談所を退職した今も、自分が養子縁組に関わった家族とのつながりは続いています。大学生や社会人となった彼女・彼らが口にするのは、“育ての親”への感謝と同時に“生みの親”への感謝です。血縁を超えた家族、そこで大きくなった子どもたちから、深い親子の絆をひしひしと感じます。まだまだ多くの子どもたちが施設で育ち、二十歳になる前に「親なし。家なし。金なし」の状態で厳しい社会に放り出されているという現実があります。自立を支援する施策や関係者の懸命の努力で、就職や住居などの経済的な面はなんとかなったとしても、「ぬくもりがほしい。私だけにずっと寄り添ってくれる存在がほしい」という子どもたちの孤独感や寂しさに応えることはできません。

《ずっと家族》でいられる関係を作ることこそ、最大の子どもの福祉につながるように思います。一人でも多くの子どもたちに、特別養子縁組が広がることを願ってやみません。

★著書

『「赤ちゃん縁組」で虐待死をなくす 愛知方式がつないだ命』
（矢満田篤二さんとの共著・光文社新書）

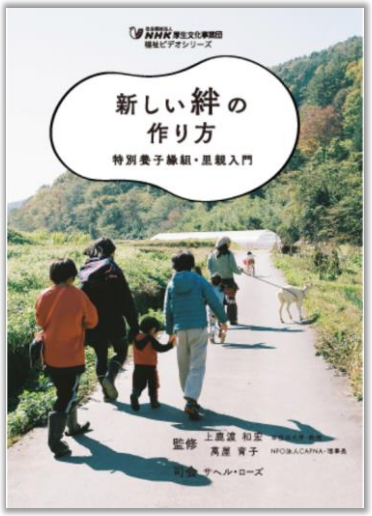

★福祉ビデオシリーズ『新しい絆の作り方 特別養子縁組・里親入門』
（監修・出演）

愛知県の“赤ちゃん縁組”の取り組みを映像で紹介しています。

無料の貸し出しに関する詳しい情報はこちらです（※販売はしていません）

⇒NHK厚生文化事業団ホームページ:https://www.npwo.or.jp/video/13172

『全ての子どもに家庭を』をスローガンで終わらせないために
～実現するための具体的な提言～

上鹿渡和宏さん（早稲田大学人間科学学術院・教授）

子どもの代替養育に関する国連指針（2009）

- **専門家の有力な意見**によれば、**幼い児童、特に 3 歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境**で提供されるべきである。この原則に対する例外は、兄弟姉妹の分離の防止を目的とする場合や、かかる代替的養護の実施が緊急性を有しており、又はあらかじめ定められた非常に限られた期間である場合であって、引き続き家庭への復帰が予定されているか、又は結果として他の適切な長期的養護措置が実現する場合であろう。
- **施設での養育は、その子どもにとって特に適切かつ必要で、建設的であり、その児童の最善の利益に沿っている場合に限られるべき**である。

ブカレスト早期介入プロジェクト(BEIP)

【目的】施設ケアの幼少児の発達への影響とその改善のための介入（里親養育）の効果を調査し、ルーマニアの子どもの福祉向上を図る。

【対象・方法】施設入所中の生後 6～31 か月の子ども 136 人を初期評価の後、68 人はそのまま施設ケア継続（CAUG）、68 人は里親委託へ移行（FCG）、施設養育経験のない 72 人の性別と年齢をマッチさせた対照群（NIG）を 9、30、42、54 か月、8 歳、12 歳時点で包括的にフォロー。身体・言語の発達、社会性、認知機能、アタッチメント、脳機能、精神保健の問題などを検討。この領域の調査研究としては最初の無作為化比較試験（Randomized controlled trial: RCT）であり、その結果の信頼性は高いものであった。

子ども虐待防止世界会議 名古屋 2014
日本財団スポンサード・セッション
ネイザン A. フォックス先生資料より
http://happy-yurikago.net/2014/09/1515/

大規模施設から養育の質の高い里親への移行が 2 歳より前であったか後であったかによって、8 歳時点での脳の成熟度に大きな差が見られた。

2016 年改正児童福祉法のポイント

児童福祉法の理念を明確にし、
児童虐待の発生予防、発生時対応、自立支援まで一連の対策を強化

★子どもの権利条約

★新たな社会的養育（パーマネンシー保障）

①保護者を支援

②家庭における養育環境と同様の養育環境

③できる限り良好な家庭的環境

★国・都道府県・市町村の役割の明確化

「新しい社会的養育ビジョン」

早期パーマネンシー保障のための乳幼児家庭養育原則の徹底

- 実親支援（5 年で市区町村の子ども家庭支援体制の構築）
- 養子縁組の利用促進（5 年で年間 1000 人）
- フォスタリング機関の整備（平成 32 年度には全都道府県で実施）と合わせ、代替養育としての里親委託率向上をめざす
  - ３歳未満は概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもは概ね7年以内に里親委託率 75%以上
  - 学童期以降は概ね 10 年以内に里親委託率 50%以上

  →フォスタリング機関整備に向けたPT（プロジェクトチーム）
- **乳児院は多機能化・機能転換**し（アセスメント、産前産後母子支援、家庭復帰支援、里親・養親支援等）新たに重要な役割を担う

  →乳児院・児童養護施設の多機能化等に関するPT

「里親」意向に関する意識・実態調査（2017 年 11 月）　日本財団

- 全国 **20 代～60 代の男女の 6.3%**が「里親になってみたい」「どちらかというと里親になってみたい」と回答。
- 里親の認知度については大半が「名前を聞いたことがある程度」。『里親への経済的なサポートの存在』『子どもを預かる期間は様々である』などはほとんど知られていない。
- 里親になる意向はあっても、経済面の心配や、子どもが大きくなるまで健康でいられるか分からないと不安がハードルになっている。
- 里親の認知や里親になる意向を高める情報源として、テレビが大きな役割を果たしている。
- 日本では里親が不足しているなど、子どもや里親に関する情報を提供することで、潜在的な里親候補家庭は推計で **12.1%に倍増する可能性**がある。
- **潜在的な里親家庭候補は全国に約 100 万世帯。**

「うえだみなみ乳児院」で検索

http://nyujiin.keiroen.or.jp/

ホームページ

うえだみなみ乳児院丸山充院長作成

新しい社会的養育ビジョン

4．代替養育

5）代替養育を担う児童福祉施設の在り方

施設がフォスタリング機関事業を受託し里親と養育チームとして協働することにより、施設の外の里親委託としてケアの個別化を実現するような多機能化や機能転換も進められるべきである。

このようなフォスタリング機関事業以外にも、最優先されるべき家庭維持等予防的介入として市区町村の児童家庭支援拠点事業との連携や

特定妊婦の支援強化（親子ホームとしての機能付加も考えられる）、

さらに養子縁組機関との連携強化やその実施機関となること等も

今後の乳児院の多機能化・機能転換として考えられる。

うえだみなみ乳児院

- 施設ケア事業
- 里親支援事業
- 予防・家族再統合事業
- 産前・産後母子支援事業
- 特別養子縁組（連携）事業

改正児童福祉法の理念を具現化するため実践中

うえだみなみ乳児院丸山充院長作成

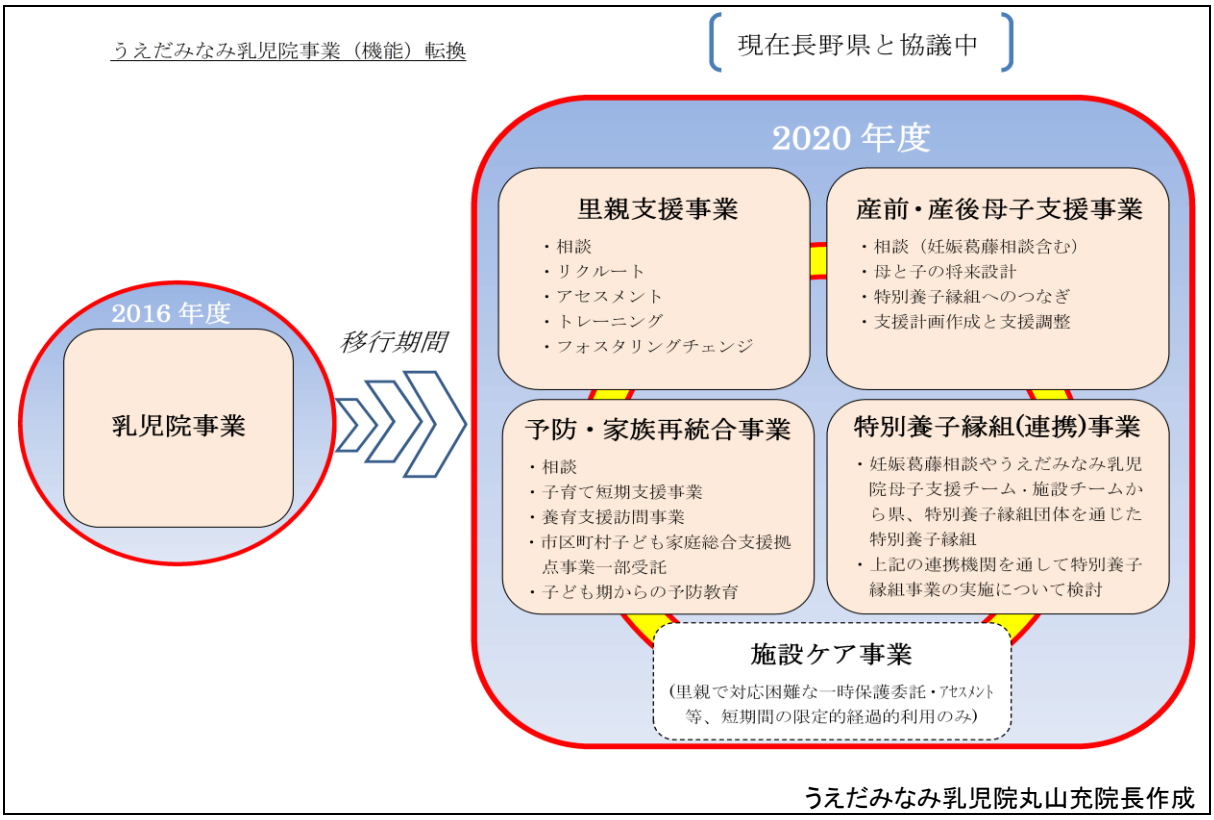

うえだみなみ乳児院丸山充院長作成

新しい社会的養育ビジョン（2頁）

里親を増加させ、質の高い里親養育を実現するために、児童相談所が行う里親制度に関する包括的業務（フォスタリング業務）の質を高めるための里親支援事業や職員研修を強化するとともに、民間団体も担えるようフォスタリング機関事業の創設を行う。

> 里親養育の質を高め、維持するには
> ①里親と協働して子どもを養育する専門職チームと
> **②個々の里親の専門性向上のためのトレーニングが必要**

フォスタリングチェンジ・プログラム （参照 http://fields.canpan.info/report/detail/20063 ）

- アタッチメント理論、社会的学習理論に基き、ペアレントトレーニングの考えも取り入れて 1999 年にロンドンのモーズレイ病院の専門家チームが開発。
- 無作為化比較試験（RCT）を 2012 年実施し成果確認。
- 最初にファシリテーターとなる担当ワーカーが里親宅を個別に訪問し規定の聞き取りを実施。
- **週1回3時間程度、里親グループでのセッションを12回（約3か月）継続。1グループあたり6～10人の参加。**
- **子どもとよい関係**を作り問題行動に対応するための様々な方法を紹介子どもの視点を重視し、子どもの問題行動をどう理解するかを意識しており、里親に個別の「答えを与えるプログラム」ではなく、**里親が「自分で課題解決を考える枠組やスキルを提供するプログラム」**
- **里親自身の自尊感情や自信を回復**するという支援者支援の観点が含まれていることも特徴

第２部
「そのままの、キミでいい」
～ヤクザ・風俗・ムショに負けた日本の福祉、そして、やまゆり園事件の真相に迫る

■ 仕事と愛と誇りと安心と ■

４枚の写真、幸せな笑顔に満ちています。でも、雲仙の社会福祉法人に来たときの写真を見ると、すさんだ顔、険しい顔ばかりです。窃盗を繰り返していた人、統合失調症を合併して入院していた人、ヤクザの子分にされて恐ろしい目にあっていた人……。ここには写っていませんが、ハダカにされ、仰向けにされ、刺し身を盛りつける「女体（にょたい）盛り」の器にされていた女性もいます。知的障害のある人の町での暮らしには、辛いことがつきまとうのです。

笑顔の秘密を解く鍵は「愛する人との暮らし」「仕事への自信」「安定した収入」「地域の人の役にたっているという誇り」にあるようです。上左の写真の友広さんは瑞宝太鼓の団長、上右の大志ちゃんを抱いているのは、田島良昭さんです。下左のカップルは、障害のある人たちでつくっているボランティア組織「ふれあい塾」で知り合って結婚。下右の２人は結婚相談室「ブーケ」の後押しで結ばれました。仕事も恋も苦手な重度の人々には、故郷ごとにケアホームがつくられました。「愛する人」とは、恋人とは限らず、異性より父母、祖父母、兄弟姉妹との絆が強いようなのです。

2007 年３月、田島さんは２つの施設を閉じました。福祉先進国ではあたりまえのことですが、施設収容政策を続けてきた日本では初めての画期的なことでした。

■ ２度殺された　やまゆり園の１９人 ■

こんどは右の写真をご覧ください。津久井やまゆり園と精神科病院協会の東京のトップの病院の航空写真です。2016 年８月、東大で追悼集会が開かれたとき、私は、こう書き込みました。

〈19 人の方は、人里離れた旧来型施設に心ならずも連れて行かれた時点で、精神的には殺されていたのではないかと思います。街の中にある横浜の「訪問の家」や西宮の「青葉園」の利用者は、「やまゆり園」で殺された人々と同じように重度、重複の障害があり、ふつうの方法ではコミニュケーションできない身です。

にもかかわらず、一人一人の個性を大切にされ、街の人たちと交流し、輝いています。スタッフは、「自分自身も満たされている気持ちになります」「それで、給料をもらえるなんて幸せ」といいます。犯人が、「訪問の家」や「青葉園」で働いていたら、「価値がないから殺す」という考えにとりつかれることはなかったのではないでしょうか？

人口は世界の２％なのに世界の精神科ベッドの２割がある日本。その病棟から出られずにいる人たちを見殺しにしている日本の私たち（略）〉

下はナチスの宣伝ポスターです。こう書いてあります。

「今あなたが支えている遺伝病患者は６０歳になるまでに５万ライヒスマルクもかかるのです」

小学校の算数の教科書にこんな問題が出されていました。「ドイツには 30 万人の精神病者とてんかん患者がいます。一日４ライヒスマルクかかります。この費用で、1500 マルクの団地住宅がいくつ建つでしょう？」

障害をもつ本人や家族が生きることを辛く感じる社会には、「安楽死が本人や家族のため」という世論が根強くあるようです。ナチスの安楽死は、当時の最高のインテリたちが指導的役割を担いました。帝国医学会会長、精神病院長、施設長、大学教授……。ヒトラーが法律を作ったわけでもなかったのに、戦争が終わる 1945 年５月まで障害者殺人は続き、一説には６年間で約２７万人が殺され、戦争が終わったときには、ドイツには重い精神病や知的障害の人はいなかったのでした。障害者に対する恐れ･嫌悪はだれの胸にも潜んでいます。ただ、普通は、理性という名の引き出しにしまって鍵をかけているもの。その鍵がなんらかの弾みではずれると……。（志の縁結び係＆小間使い・ゆき）

社会福祉法人 南高愛隣会とともに 40 年

田島　良昭さん（社会福祉法人 南高愛隣会／顧問）

一.津久井やまゆり園での惨事について

1．衆議院　議長への手紙

①保護者の疲れきった表情,絶縁状態も珍しくない。
②職員の生気の欠けた瞳
③障害者は、人間としてではなく,動物として生活している。
④車イスに一生、縛られている利用者も多い。
⑤家庭内での生活及び社会的活動が極めて困難な場合,保護者の同意を得て,安楽死できる世界を目指す。
⑥障害者は,不幸を作ることしかできません。
⑦戦争で未来ある人間が殺されるのは,とても悲しく,多くの憎しみを生みますが,障害者を殺すことは不幸を最大まで抑えることができます。

この施設の利用者は,そこで働く職員の目にはこんな不幸な状態にある人と思える処遇を受けていたのでしょうか？　船形コロニーの重度棟を思い出します。

2

一.津久井やまゆり園での惨事について

2．関係者は,それぞれの立場で検証されましたか？

①行政の立場（国・県・市）
（イ）過去3年～5年間の処遇に関して
（ロ）個別支援プログラムの実施状況と改善点
（ハ）職員の勤務状況と職員の研鑽,研修状況
（ニ）当夜の処遇状態,投薬状態
（ホ）年金資産の管理状態と相続関係
②職員の立場
（イ）利用者支援の役割分担の状況（3～5年間）
（ロ）家族,保護者との共働状況
（ハ）個別支援の問題点
（ニ）職員間のコミュニケーション状態
③家族の立場
（イ）面会の状態
（ロ）自宅帰省の状態
（ハ）施設の訪問,行事参加の状態

3

二.南高愛隣会のこれまでの取組み

～「ふつうの場所でふつうの暮らし」から「愛する人との暮らし」～

1．「ふつうの場所」で「ふつうの暮らし」

（1）働く場・活動の場
- （イ）一般企業,事業所
- （ロ）就労継続支援Ａ型事業所
- （ハ）就労継続支援Ｂ型事業所
- （ニ）生活介護事業所

生活介護事業所
「どんなに障害が重くても地域の中で」

「太鼓の音色を世界へ」　「地域の伝統を支える」
就労継続支援A型事業所

就労継続支援B型事業所　「チョコレートで魔法をかける」

上記（イ）（ロ）は、労働関係諸法の適用を受ける働き方　（ハ）は、福祉的就労

4

二.南高愛隣会のこれまでの取組み

～「ふつうの場所でふつうの暮らし」から「愛する人との暮らし」～

1．「ふつうの場所」で「ふつうの暮らし」

（2）生活の場
- （イ）自宅・アパート等
- （ロ）グループホーム等

昭和60年、施設のそばに一番最初に作った自立訓練棟。
重度・高齢の人たちと職員が一緒に住み込む。

夜勤型グループホーム

○積水ハウス提案による長期一括借り上げ
　方式のグループホーム（長崎市１棟・佐世保市２棟・雲仙市２棟）
○地域の株式会社による長期一括借り上げ
　方式のグループホーム（島原市２棟）

二.南高愛隣会のこれまでの取組み

～「ふつうの場所でふつうの暮らし」から「愛する人との暮らし」～

1．「ふつうの場所」で「ふつうの暮らし」

（ハ）宿泊型自立訓練（２年）
（ニ）更生保護施設（６か月）

宿泊型自立訓練　「自立を目指して」

更生保護施設
「司法から福祉へバトンをつなぐ」

（3）相談支援・アフターフォロー
- （イ）就業・生活支援センター
- （ロ）地域生活定着支援センター
- （ハ）相談支援事業所（３市）
- （ニ）自立生活援助事業（登録者30名）
- （ホ）結婚推進室（登録者181名）

自立生活援助事業

結婚推進室
「ひとりひとりの幸せのカタチを」

二.南高愛隣会のこれまでの取組み

～罪に問われた障害者支援から再犯防止推進法施行へ～

2．「更生」への伴奏者支援

平成16年　「獄窓記」山本譲司さんの講演　⇒ 矯正施設の中に高齢者や障害者が大勢いるという気づき
平成16年　「契約になじまない障害者等の支援のあり方に関する勉強会」設置
平成17年　「触法・虞犯障害者等の法的整備のあり方に関する勉強会」設置（宮城県社協）
⇒ 矯正施設の中に障害があると思われる人がかなり存在することを確認
平成18年～20年
厚生労働科学研究（田島班）「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」出口支援の始まり
⇒ 家族にも支援者にも恵まれず,学校教育にも恵まれず福祉のネットワークから
こぼれ落ち,生きるために罪を犯す高齢者・障害者が刑務所内に多くいること
（新受刑者の22.9%がIQ69以下）,釈放後にも福祉が福祉的支援が受けられず,
受刑を繰り返していることが分かる。
平成20年　朝日新聞　社説「出所者へ支援の手を」掲載（H20/5/19）
⇒ 当時の福田総理が読み,町村官房長官のヒアリング,内閣府が動き出した。
知的障害からスタートしたが法務省の意見を聞き，高齢者も加わった。３局長通知につながる。

（国の動き）平成18年　監獄法から受刑者処遇法へ，刑務所15庁27,024人に対する実態調査の実施
平成19年　PFI刑務所内の特化ユニット（精神や身体に障害を抱える人の処遇担当）の設置
矯正施設に社会福祉士等の設置モデル事業，更生保護法成立（専門的処遇プログラム等）

二.南高愛隣会のこれまでの取組み

～罪に問われた障害者支援から再犯防止推進法施行へ～

2．「更生」への伴奏者支援

平成21年　「地域生活定着支援センター」モデル事業スタート
⇒長崎県地域生活定着支援センターを全国に先駆けて、H21.1月に設置。
同年7月「地域生活定着支援センター」施行。
更生保護施設「雲仙・虹」の開設　⇒社会福祉法人の初参入
平成21～23年
厚生労働科学研究（田島班）「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」入口支援の始まり
⇒触法・被疑者となった高齢者・障害者の調査は初めてであり,警察・検察・弁護士は高齢・障害の
状態にほとんど気づいていない現状があり,一方で諸外国には基本的人権を守る特別な
刑事司法手続きがあることが明らかになった。
「被疑者・被告人」となった知的障害者を矯正施設ではなく福祉事業所で受け入れる「地域社会内
訓練事業」,刑務所ではなく,福祉による更生支援を目指す「判定委員会」，オンブズマン的役割を
担う「更生プログラム開発委員会」,「検証委員会」等をモデル的に実施した。

（国の動き）平成21年　全刑務所への福祉職員の配置　，　社会福祉法人等の更生保護事業への参入
指定更生保護施設全国57か所への福祉専門職の配置

二.南高愛隣会のこれまでの取組み

～罪に問われた障害者支援から再犯防止推進法施行へ～

2．「更生」への伴奏者支援

平成23年　最高検察庁「検察運営全般に関する参与会」及び「知的障がい地専門委員会」参与に田島　良昭就任
平成24年　最高検,長崎地検,長崎県地域生活定着支援センター，南高愛隣会による協働試行
「新長崎モデル」,「助言・立会人」制度開始
平成24年　各都道府県に地域生活定着支援センター設置完了
平成24年　厚労省社会福祉推進事業「罪に問われた高齢・障害者等の社会内処遇を支える支援体制の構築について」受託
⇒刑事司法の手続きの中に福祉的視点からの客観的,専門的意見を協議していく
「障がい者審査委員会」設置（長崎県・宮城県・滋賀県）
地域社会内訓練事業所における更生支援プログラムに対して検証・助言を行う
「支援プログラム検証委員会」開始

（国の動き）平成23年　最高検察庁「検察改革推進室」の設置　，　「検察改革推進室」に「知的障がい専門委員会」の設置
知的障害者に対する可視化（録音・録画）　，心理・福祉関係者による取調べの助言・立会の試行
知的障害者の気づき調査（捜査手法のやり方・処分の報告）の全地検への指示
「緊急的住宅確保・自立支援対策」（自立準備ホーム）の実施
平成24年　精神障害者等に対する可視化（録音・録画），東京地検「社会復帰支援室」への社会福祉士の配置

二.南高愛隣会のこれまでの取組み
～罪に問われた障害者支援から再犯防止推進法施行へ～

2．「更生」への伴奏者支援

平成25年　厚労省社会福祉推進事業「罪に問われた高齢・障害者等への切れ目ない支援のための諸制度の構築事業」受託
⇒ 罪に問われた障害者等を福祉へつなぐ入口支援に特化した「長崎県司法福祉センター」開所,
「障がい者審査委員会」を名称変更した「調査支援委員会」に島根県・和歌山県も参加,
「寄り添い弁護士」モデル事業

平成26年　厚労省社会福祉推進事業「福祉による受入れ促進及び支援の強化・充実のための研究事業」受託
⇒「矯正施設における医療的支援のあり方検討委員会」設置

平成27年　厚労省老健局老人保健健康推進等事業「刑務所出所者における認知症者の実態調査と課題の検討」受託

平成28年　厚労省老健局老人保健健康推進等事業「刑務所出所者における認知症者の追跡調査と福祉的支援等の課題解決に向けた司法と福祉の試行事業」受託

（国の動き）　平成25年　起訴猶予者に対する更生緊急保護を活用した社会復帰支援策のモデル事業開始（7庁）
仙台地検「刑事政策推進室」,札幌地検「社会復帰支援室」への社会福祉士の配置
平成26年　地域移行支援の対象拡大（相談支援）　，女子刑務所のあり方モデル事業開始
社会福祉専門官の配置
平成27年　新少年院法及び少年鑑別所法施行
平成28年　薬物乱用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予制度開始

二.南高愛隣会のこれまでの取組み
～罪に問われた障害者支援から再犯防止推進法施行へ～

2．「更生」への伴奏者支援

平成28年12月　「再犯防止推進法」　成立・施行

＜再犯防止推進法における新たな視点＞

①刑事司法のあらゆる段階における一人一人の特性に応じた立ち直りに向けた息の長い指導・支援の実施（入口支援,出口支援,地域社会における支援）
②地方公共団体における地域の状況に応じた施策の実施等による国・地方公共団体・民間の更なる連携

従来よりも幅広い者を対象に,犯罪や非行から早期に立ち直り，矯正施設に収容されている間のみならず，社会復帰後も，地域社会において安定した生活を送ることができるよう，国・地方・民間が連携した切れ目のない息の長い支援を実施することが求められている。

「生きる誇りへの、挑戦！」　「人生は楽しい」

南高愛隣会を利用されているダウン症の方々

植松被告との面会から見えてきたもの

神戸　金史さん（ＲＫＢ毎日放送）

植松被告との面会から見えてきたもの　ＲＫＢ毎日放送 神戸金史

長男(20歳)

- 知的障害を伴う自閉症
- 構音障害
- 口蓋裂
- 片耳の難聴

【テレビ】セルフドキュメンタリー　＝ 2005～06年
『うちの子 ～自閉症という障害を持って～』

【ラジオ】ＴＢＳと共同制作した報道ドキュメンタリー
『ＳＣＲＡＴＣＨ　線を引く人たち』 ＝ 2017年12月
『ＳＣＲＡＴＣＨ　差別と平成』　＝ 2019年 3月

相模原事件の３日後、FACEBOOKに個人的に投稿

怒りや憤りをぶちまけても、
加害者や同調者は、逆に喜ぶのでは？
→ 事件へのカウンターのメッセージとして、
急拡散

ＴＢＳ
『NEWS23』⇒

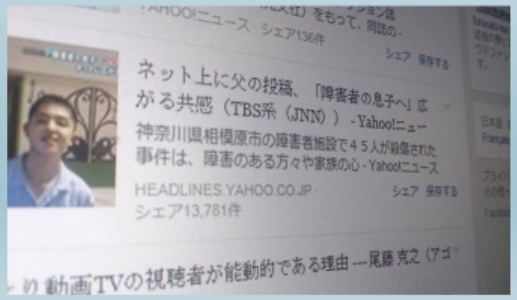

植松聖からの手紙

やまゆり園はいい職場でしたし、
すっとんきょうな子供の心失者をみると
笑わせてくれます。
子供が可愛いのは当然です。

ですが、人間として７０年養う為には
どれだけの金と人手、物資が
奪われているか考え、
泥水をススリ飲み死んで逝く子どもを想えば、
心失者のめんどうをみている場合では
ありません。

「心失者」 ＝ 意思疎通の取れない人

植松聖からの手紙

目の前に助けるべき人がいれば助け、
殺すべき者がいれば殺すのも
致し方がありません。

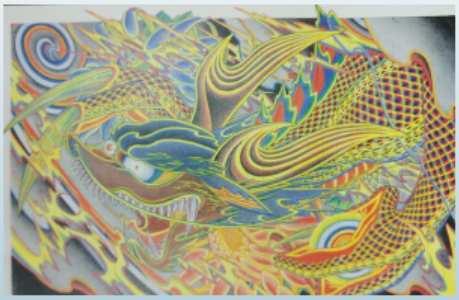

もちろん自分の子供が可愛いのは
当然かもしれませんが、
逆にお尋ねしますと、
いつまで生かしておくつもり
なのでしょうか。

実際に会ってみた植松被告

- ほとんど本を読んでいない？
- 福祉・障害に対する知識はほとんどない
- 「仕事は楽だった。見ているだけだから」

あえて、問うてみた…

「あなたのやったことは許されない。でも『もしかしたら、あなたはこう考えたのでは』と想像してみた」

- 困っている障害者の親を、救いたかったのでは？
- 認知症になった高齢者も、心失者なのでは？

ゆっくりとでも、確実に成長していく子

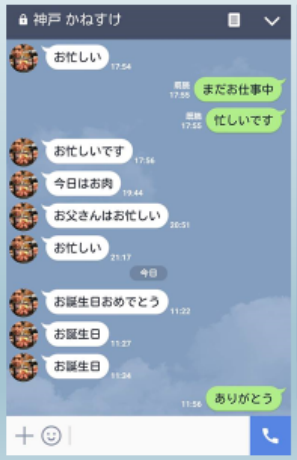

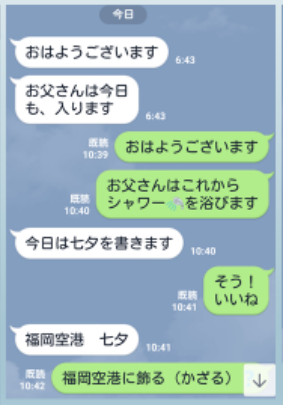

＜ TBS NEWS ＞
＜ うちの子 ＞で検索

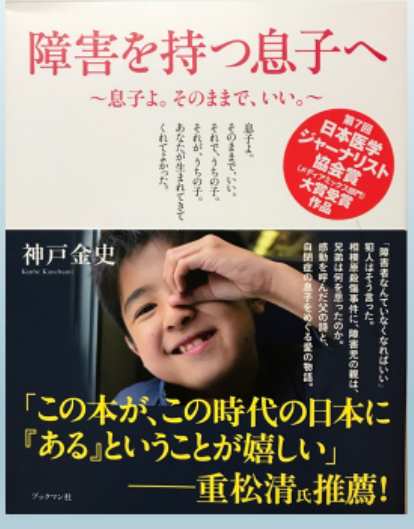

Facebook投稿文に曲が付いた
（約１０００文字　→　約８分）

「障害を持つ家族への愛情が込められた写真」「最近１年に撮った写真」を募集

〆切は２０１７年７月２６日
＝相模原事件から１年の日に合わせ＝

＜障害を持つ息子へ＞で
YOUTUBE を検索

第３部
誇りのまちづくり　９人のサムライ
～これが、ホントウの共生社会～

■中核にあるのは、変革への意志の力■

福祉や医療にまつわる概念が海外から日本にやってくると、奇妙な運命に遭遇します。だれもがするりと飲みこめるように、口当たりよく加工されていくのです。その代わりに、ことの本質がぼかされ、その概念が誕生したときの目的がどこかへいってしまいます。ボランティアは「親切な人のタダ働き」に、インフォームド・コンセントは「ＩＣとっておきました」と報告するための形式に。

ノーマライゼーションもインクルージョンも、思想のもつ激しさが抜き取られ、「ともに暮らす、やさしさとおもいやり」といった心の問題に変質させられる傾向があります。

そのように確信するのは、1989 年からの 10 年間に、デンマークのニルス・エリック・バンクミケルセン、スウェーデンのベンクト・ニーリエとカール・グリューネヴァルト、つまり、ノーマライゼーション思想の「生みの父」と「育ての父」に会い、３人が共通にもっている思想の核心、「障害をもつ人の権利と社会の責任」「社会変革への強い意志」に触れたからです。

■それは反ナチ運動から始まった■

生みの父バンクミケルセンと初めて、そして最後に会ったのは、89 年７月、コペンハーゲンの病院の回復室でのことでした。ノーマライゼーション思想誕生のいきさつはこうでした。

1940 年、ナチスがデンマークに侵入したとき、コペンハーゲン大学法学部の学生だった彼はレジスタンス運動「団結デンマーク」に加わり、地下組織の記者となりました。その新聞を配っていたところを見つかり、ドイツ国境に近い強制収容所に収容されました。同志たちの多くは銃殺されましたが幸い生き延び、終戦で解放されました。そして社会省に入り、知的なハンディキャップを負った人のための施設の担当を命ぜられました。1946 年のことです。

当時、デンマークには大型の施設が 10 カ所ほどありました。郊外に建てられており、１カ所に数 100 人が暮らしていました。諸外国の施設に比べて美しく人道的とされ、海外からの見学者も絶えませんでした。しかし、彼は「なにかおかしい」と感じるようになってゆきました。暴行や虐待があったわけではありません。ただ、毎日が実に単調で、施設の外のふつうの生活と違うのです。集団で食事をし、集団で作業をし、集団で寝る。朝から晩まで同じ顔ぶれ、自由に外に出られない……。

「私が拘束されていたナチの強制収容所に雰囲気が似ていました」

54 年、社会省に法改正と運営改善の委員会が設けられました。討議を重ね、次第に基本が固まってゆきました。「知的なハンディキャップを負っていても、人格をもち、ふつうに暮らす『権利』をもっている。この人々のために、ふつうの生活条件を創造する『責任』が社会にはある」。この報告書にもとづいた法案が議会を通過しました。ノーマライゼーションという言葉と思想を、世界で初めて組

み込んだ法律「１９５９年法」の背景には、このような激しいドラマがあったのでした。

■ノーマルな人にするのではなく、ノーマルな生活条件を提供する■

彼は言いました。「ノーマリセーリングはハンディキャップを負った人々を〝ノーマルな人〟にすることを意味しているのではありません。その人たちを丸ごと受け入れて、〝ふつうの生活条件〟を提供することです。成人したら親と独立して暮らせるように」「その住まいは、〝ふつう〟の家庭と同じような大きさで、まちの中につくられなければなりません。寝室は大部屋でなく個室に。食事は大食堂でなく、小人数で。つまり、〝ふつうの〟家庭のように」「日々の生活のリズム、仕事や余暇や男女交際の条件も、できるだけ〝ふつうの〟人に近づけるように」

「大型施設の長の中には反対がありました」「実はジャーナリストの影響も大きいのです。彼らが施設の現実を写真入りで報道してくれたおかげで一般国民が事実を知り、世論が改革を支持してくれました。私は役人でしたが、彼らが真実を伝えることを妨害したりしませんでした。私自身がかつて反ナチ組織の新聞記者だったのですから」

妨害するどころか、バンクミケルセン自身が記者たちをこっそり手引きしたというのが真相でした。

「精神病院のない社会」で精神病の人を支えるシステムをつくりあげたイタリアの精神科医、フランコ・バザーリアの手法とよく似ています。

「本人の権利と社会の責任」の思想は、高齢者ケアの政策にもひろがってゆきました。上の写真は、「寝たきり老人」のお世話の仕方を見つけたくて、１９８５年にデンマークを訪ねたときのもの。

独り暮らしで、自分では起きられず、オムツが必要な身になっても自宅に住み、お洒落して外出する姿にショックを受けました。同じ時期、日本では、「寝たきり老人は西暦２０００年には１００万人になる」と信じられ、右上の写真のような風景が、あたりまえに展開されていたからです。

左の写真はデンマークの高齢福祉政策の父、B. R.アンデルセン教授が「我が国の手本にしたい」と感動した富山の「このゆびと～まれ」の風景です。乳癌末期で認知症のお年寄りが、赤ちゃんを愛しげにながめています。制度の壁に何度も阻まれ、でも、それを乗り越え、「共生ケア」という道を切り拓いたのです。

第３部の１５人の「サムライ」たちも、誇りを大切にした変革への強い意思をもっておられます。

どのように道を切り拓いてこられたか。ご注目ください。　　（志の縁結び＆小間使い・ゆき）

少年院で「大志」を抱き、サンパウロ新聞記者をへて

博多、親不孝通り町内会長、いまは、人とまちを大改造！

吉永　拓哉

（セカンドチャンス！　副代表／ニックネーム・ブラジル番長）

昭和 52 年 9 月 22 日生まれ（41 歳）

★10 代の頃はヤンキーで、暴走族として博多の街を走り回る

★少年院を仮退院した直後、父親の無茶ぶりによってイヤイヤ南米大陸へ渡る

★エクアドル、ペルー、ブラジルで働きながら 3 年間放浪する

★帰国後、日本に亡命していたフジモリ大統領の SP を務める

★ブラジルに戻り永住権を取得、サンパウロ新聞の社会部記者になる

★帰国し、サンパウロ新聞福岡支局を設立

★NPO 法人セカンドチャンス！の福岡支部を設立

激レアさん認定！

TV 番組

《激レアさんを連れてきた。》

『少年院で反省文を書き過ぎたあまり文章力がメキメキと上がり、敏腕新聞記者になった元暴走族』として紹介されました。

3

少年院にいた頃、面会に来た父親から「ここを出たら南米に行って、日本人移民の生き様を見てこい」と言われた事がきっかけで、仮退院後の 1997 年（当時 20 歳）に南米へ渡りました。

現地でバナナ農園を営む移民の半沢勝さんと出会い、住み込みで働きました。その時に、灼熱の大地で人生を奮闘する半沢さんたちのご苦労と情熱を目の当たりにしました。半沢さんは日本国民の美徳である「正直、勤勉、向上心」をモットーに、現地の人々と共に助け合って生き抜く「共存共栄」の大切さを私に教えてくれました。

エクアドルのバナナ園で働いていた頃

エクアドル、ペルー、ブラジルなど、南米各地を 3 年間かけて、働きながら放浪しました。

タランチュラや毒蛇が潜む木造小屋で寝泊まりし、微々たる賃金でキツイ仕事もしました。何度も「日本に帰ろうか」と挫けそうになりましたが、その度に現地の労働者（貧困層）たちが、言葉もよく理解できない私を支えてくれました。人間同士の友情には、国境や肌の色、身分、宗教、貧富の差など一切関係がないことを教わり、その後の私の人生訓になりました。

2004 年にブラジル最大都市サンパウロにある「サンパウロ新聞社」に採用され、社会部記者になりました。ブラジルで暮らす約 200 万人の日系人社会に向けた日本語新聞です。尊敬する日本人移民の方々を取材し、移民の記録を残していくことが主な仕事ですので、とてもやりがいを感じました。この仕事は日本に戻った今でも続けています。

少年院体験記を出版したことに端を発し、2009 年に NPO 法人セカンドチャンス！の設立に参加しました。この団体は、まっとうな道で頑張る少年院出院者たちの全国サポートネットワークです。

少年院から出院して社会復帰する人たちが孤独にならないように、私たちセカンドチャンス！メンバーは、過去に同じ経験をした仲間として迎え入れます。

主な活動は、全国各地で少年院出院者同士の交流会を定期的に開き、心の居場所を作ると共に、お互いに成長し合える仲間づくりをすることです。

また、少年院に入っている院生たちに向けたメッセージ活動（講話）や仮退院後の生活ガイドラインを冊子にし、各少年院等へ配布しています。

皆で九州北部豪雨の被災地ボランティアに参加しました

セカンドチャンス！福岡 は2011年に設立し、以来、毎月欠かすことなく福岡で交流会を行なっています。

交流会では、メンバーたちで花見や海水浴などのレクリエーションをすることもありますが、皆で話し合って被災地のお手伝いに出かけたり、まちのゴミ拾いをしたりと、私たちにできる社会奉仕活動も行います。

人に喜んでもらえると、私たちもハッピーな気持ちになります。

天神「親不孝通り」は、福岡市を代表する繁華街です。バブル期には西日本最大級のダンスホールが誕生し、毎夜、多くの若者たちで賑わいました。しかし、90 年代になると非行少年グループから街を荒らされ、治安が悪い場所とのイメージが市民に根付いたため、街がどんどんと寂れました。2014 年、この街の町内会長を任されたことを機に、新しい「親不孝通り」を作ろうと、多くの有志たちや行政・警察を巻き込んで街の改革をはじめました。

私の職業が新聞記者ということもあり、情報発信に力を入れようと、日本初の町内会運営テレビ番組「親不孝通り TV」を開設し、インターネットで毎週 1 度放送しています。

親不孝通りの住民や商店主に毎回番組ゲストとして登場して頂くことで、街の魅力を対外に発信し、また、町内同士の結束につなげています。

落書きとゴミだらけだった親不孝通りを綺麗にするため、最初はクラブ経営者や元非行少年たちで掃除をはじめましたが、後に警察や行政も加わり、一緒に活動するようになりました。これが街の信頼回復につながりました。

新生・親不孝通りは、非行少年たちや不良外国人を排除する街ではなく、「人を育てる街」にしたい。街のルールを作り、子供からお年寄りまで楽しめる国際色豊かな繁華街を目指しています。

「共存共栄」この心こそが、差別なき世を築き、明るい社会を実現すると確信します。

赤ふん坊やが進める地域主体の「健康のまちづくり」

井階　友貴（いか☆やん）さん（まちづくり系医師）

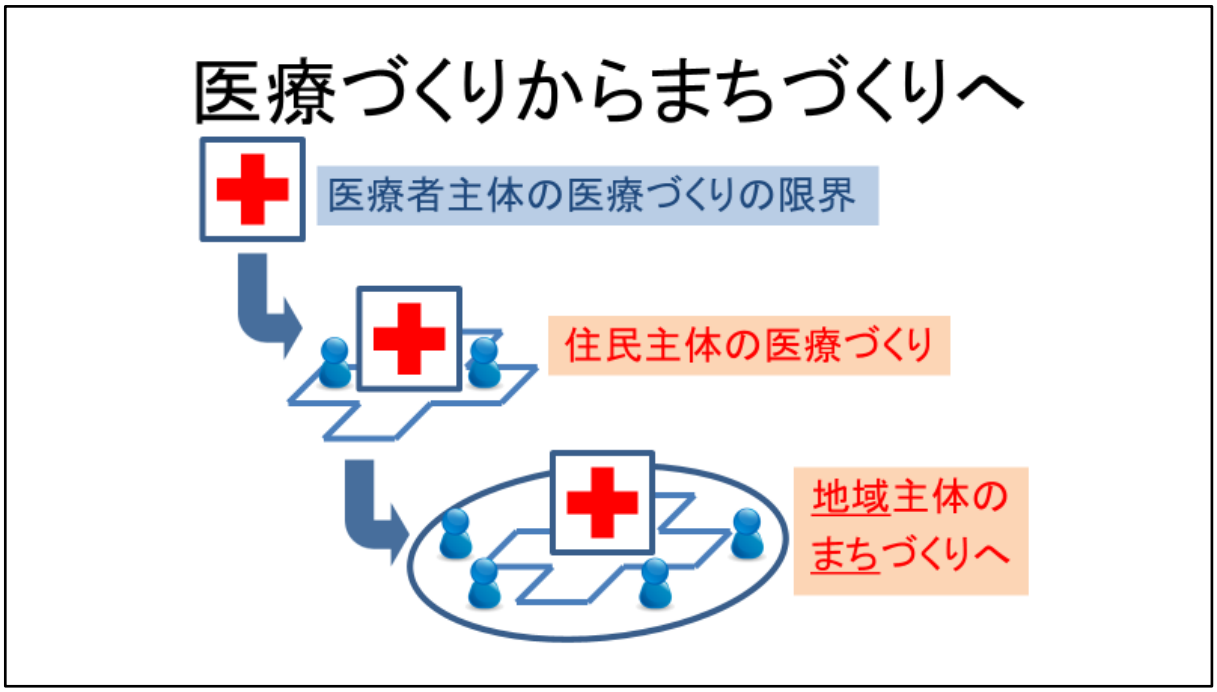

どうすれば、
医療もまちも
救える？

①CBPR
②Social Capital
③Collaboration

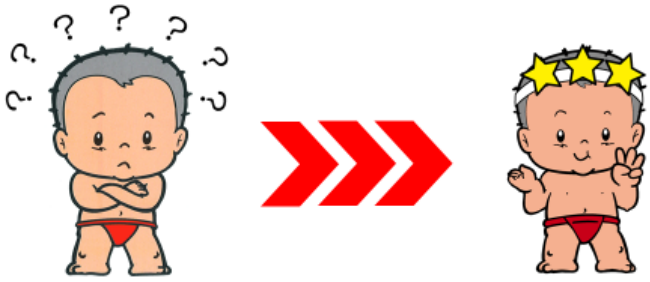

コミュニティメンバーが研究（介入）
のすべての段階に主体的に参加
＝Community-Based Participatory Research
:CBPR（地域社会参加型研究）

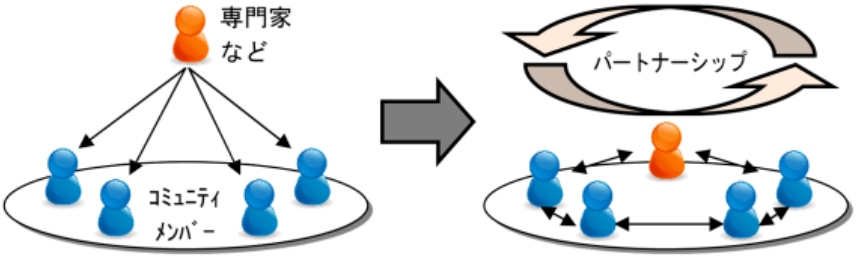

従来の地域介入研究　　地域参画型の介入研究

Social Capitalの幅広い効果

健康	教育	治安	経済
• （健康）寿命の延伸 • 健康感の向上 • ストレスの軽減 • 認知症リスク低減 • ・・・	• 成人生活への潤滑な移行 • コミュニケーション能力の向上 • 保護者負担の軽減 • ・・・	• 犯罪の減少 • ・・・	• 失業率の低下 • 起業の促進 • 地域経済の活性化 • ・・・

まさにCommunityの本質！

地域での協働の発展モデル

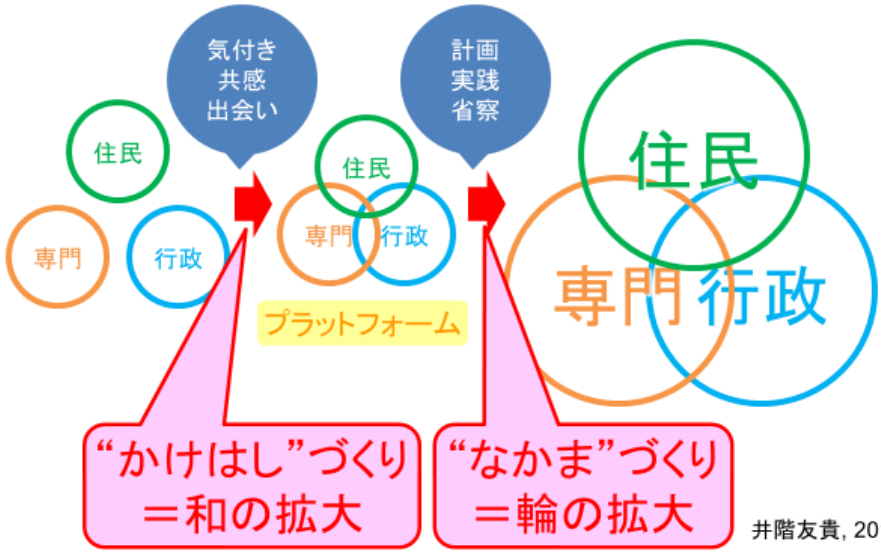

井階友貴, 2011

- たかはま地域☆医療サポーターの会 facebook.com/acahun
  住民から住民へ、住民主体の医療づくりとまちづくり
- けっこう健康！高浜☆わいわいカフェ（健高カフェ） facebook.com/kenkocafe.takahama
  CBPR × Social Capitalで地域主体に健康のまちづくりを実現
- たかはまコミュニティケアコンソーシアム facebook.com/takahamaccc
  地域社会活動を志向する医療介護専門職に、週1日の活動日を
- 地域診断クイズ大会「クイズ100人に聞きたいな」 facebook.com/communityquizzes/
  高浜町のデータをクイズ形式で出題し地域課題を探索・共有
- 健康のまちづくりアカデミー kenko-machizukuri.net/academy
  広域多職種連携教育で学ぶ「健康のまちづくり」実践セミナー
- 健康マイスター養成塾 facebook.com/kenkomeister
  健康に詳しく健康をもとに地域をつなぐ町民を養成
- 公式町民体操「赤ふん坊や体操」プロジェクト facebook.com/akafunex/
  健康増進・介護予防だけじゃない、社会参加や交流、地元愛を育む体操
- 世界最大のちらし寿司プロジェクト readyfor.jp/projects/akafun-sushi
  寿司ゆかりの地・高浜で、地域の協働を記録に残す
- 健康のまちづくり友好都市連盟 kenko-machizukuri.net/friendship
  健康のまちづくりを志向する自治体の情報交換の場の提供
- 協働創出ワークショップ「コラボ☆ラボ」 facebook.com/collabolabo2014
  市民-行政-医療-介護 協働のきっかけと、つながる地域
- 赤ふん坊やと巡る全国の工芸品展 facebook.com/akafun.craft/
  全国の工芸品絵付けで育む、地元意識と全国地域協働

http://kenko-machizukuri.net/takahamamodel.pdf もチェックしてね♡

近年のヘルスケアの変遷

場所：「病院」「施設」 → 「地域」
視点：「医療」「介護」 → 「暮らし」
手段：「サービス」 → 「支え合い」

3

ひととひと
地域の連帯感やきずなを深める

団体と団体
まちづくり活動の効率や効果を高める

地域と地域
町全体の一体感や将来性をつくる

地域協働のもと、地域主体に
ソーシャルキャピタル醸成♪

ご清聴ありがとうございました

全国で「健康のまちづくり」が進みますように

高浜に
遊びに来てね♪
健康のまちづくり視察
随時受付中☆

あなたのまちに
ボクを呼んでね♪
赤ふん坊やが全国
各地に出没中☆

Facebookでも
友達になってね♪
健康のまちづくりの楽しさ
随時発信中☆

井階友貴　ikai@u-fukui.ac.jp

過疎・超高齢のまちをＡ級グルメのまちに

寺本　英仁さん（邑南町農林振興課/食と農産業戦略室）

邑南町農林商工等連携ビジョン

H23. 3　H23年度 ～ H27年度（5ヶ年計画）

成果を数値化（5年間）

項目	目標	結果	達成率
①定住者の確保	200名	240名	120%
②観光入込客数	100万人	92万人 (H27年度)	92%
③起業家数	5人	43人	860%

邑南町＝Ａ級グルメ構想

地域の誇りを育む

ビレッジプライド

美味しいものは地方にあって、
美味しいものを知っているのは地方の人間である。

島根県邑南町（おおなんちょう）

- 位置は、島根県の中央部
- 浜田市、江津市、川本町、美郷町、広島県安芸高田市、北広島町、三次市に接地
- 中山間地域に代表的な盆地の多い地形
- 標高は、100m～600m
- 面積は、419.22km²うち86%が山林

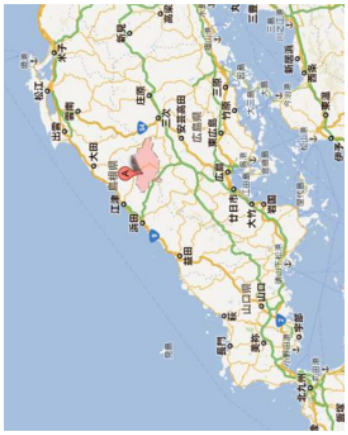

島根県中央部の山間にある自然豊かな町

Ａ級グルメ店舗が１０店に！

「AJIKURA」と「香夢里」に加えて起業も続々！

2015.4
石州ラーメン竜徳屋
尼子亜紀彦

2017.1 / 2017.7
瑞徳ふくのやキッチン豆蔵
伊藤雅彦・紘子

2017.10
てらだのパン
寺田真也

2018.5
あかね屋
石岡庄喜子

2018.5
野菜バイキングよねくら
米倉一喜

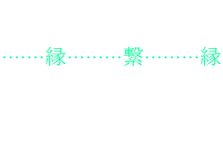

2018.4
里山のからだにやさしい
発酵レストラン香夢里

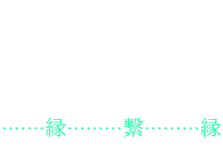

2017.10
La petite poche
土江美咲

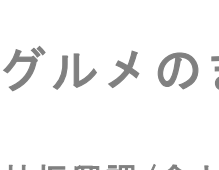

2011.5 / 2011.5
AJIKURA / Petit AJIKURA
町宮→ローカルフードラボ

A級グルメの取組み①

食の学校

H26年5月	食の学校の立ち上げ（邑南町観光協会）
	コンセプト・・100年先の未来の子供達へ継承する食文化
	1）町民向けの料理教室の開催 2）郷土料理・発酵食品等の研究会の運営 3）小中高への食育（スイーツ甲子園） 4）キッチンカーによる地域イベントの参加 5）6次産業商品の開発（ミルクジャム、バター、塩麹）
活用事業	H25　都市農村共生・対流総合対策交付金（ハード3千万円/ソフト6百万円）
	H26　都市農村共生・対流総合対策交付金（ソフト6百万円）

A級グルメの取組み②

農の学校

H27年4月	ふれあい体験農園を活用した有機農業の普及（農の学校）
	1）有機農園として都市部の住民へ貸出し 2）研修生の受け入れと有機農業による新規就農者の育成 3）建設業異業者参入、町民への技術指導 4）AJIKURAや香楽マルシェと連携した有機野菜のブランド化 （インナービューティーベジ） 5）販売会社設立（JOAA）による販路の確保（全国300農家）
活用事業	H27　しまねおおなん型仕事創生事業　750万（ソフト事業）
	H28　しまねおおなん型仕事創生事業　750万（ソフト事業）

食の学校の活用実績と推移

食の学校

年度	講座回数	各講座受講者数	他研修等利用者数	視察等来訪者数	利用者年合計
H26	55回	647人	240人	0人	887人
H27	69回	840人	774人	0人	1,614人
H28	58回	895人	630人	506人	2,031人
合計	182回	2,382人	1,644人	506人	4,532人
年平均	61回	794人	548人	169人	1,511人

その他研修等の利用・・職業訓練、矢上高校、調理師学校、研究会などの研修や地域活動

農の学校の活用実績と推移

農の学校

年度	受講者数（週1回講座）
H27	15人
H28	6人
合計	21人
年平均	11人

受講者数（通年）	新規就農（町内）
5人	3人
3人	1人
8人	4人
4人	2人

その他売上

年度	香楽マルシェ	JOAA（販売会社）
H27	－	20,000,000円
H28	5,000,000円	73,000,000円
合計	5,000,000円	93,000,000円
年平均	5,000,000円	46,500,000円

A級グルメの取組み③

地産地消レストランの立ち上げ

H23年5月	素材香房ajikuraの立ち上げ（邑南町観光協会）
	コンセプト・・日本の飲食店改革を邑南町から ～三ツ星レストランは地方にあるべき～　（例：ヨーロッパ）
	1）料理人の徒弟制度の撤廃（耕すシェフの研修制度） 2）レストランレシピのオープン化（ajikuraレシピ本） 3）食の研究所と連携（食の学校） 4）差別化された食材づくり（BLOF理論による機能性野菜の開発）
H25年	在日イタリア商工会議所によるイタリアンレストラン品質認証
H27年4月	里山イタリアンAJIKURA（株式会社ローカルフードラボ）
H28年5月	広島三越里山イタリアンAJIKURA2号店オープン ～　山形県鶴岡市アルケッチャーノ奥田シェフと連携　～

A級グルメの取組み④

里山のからだにやさしい発酵レストラン香夢里

発酵食をテーマにしたレストラン

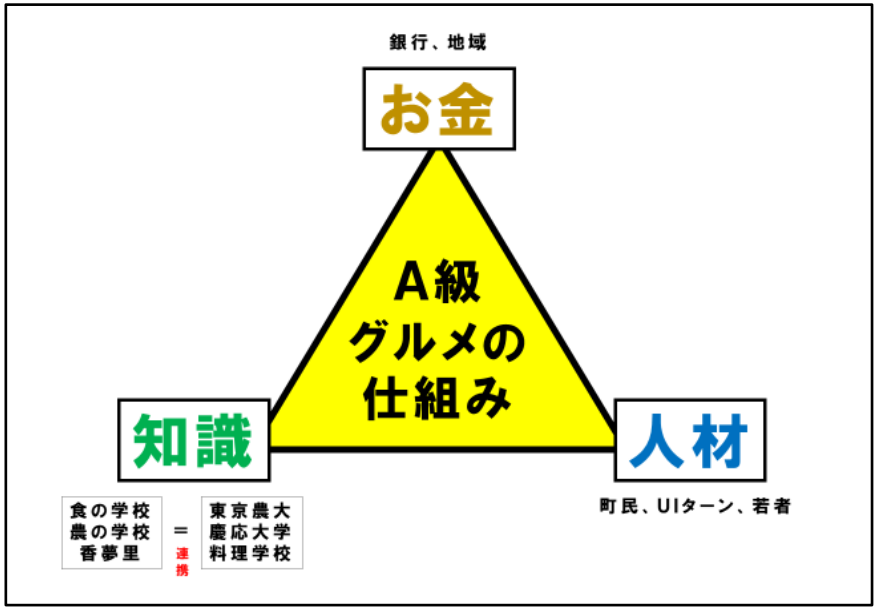

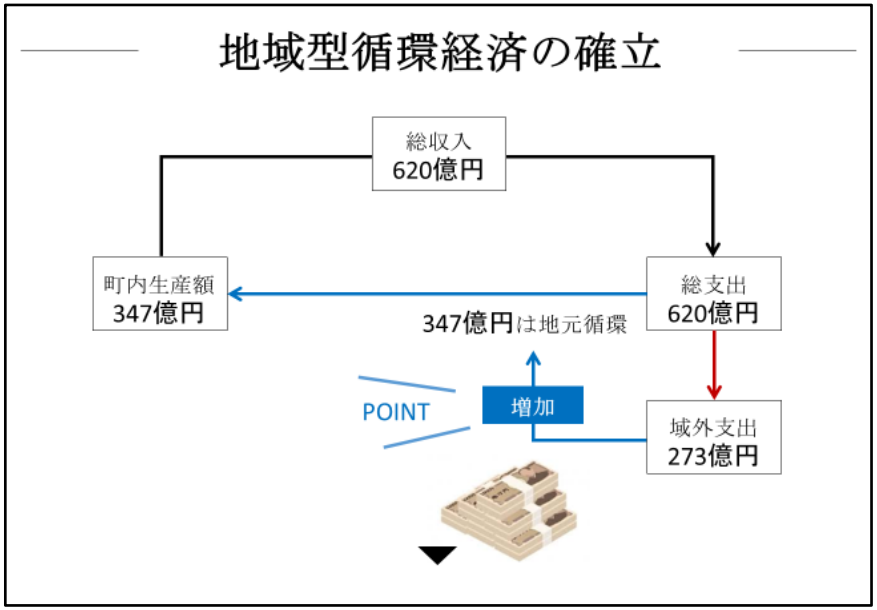

地域型循環経済の確立

地域の人間が地元商品を愛し、地元商品を購入する。

昨年より１万円多く買うと・・

→ 邑南町１万人 × １万円 ＝ １億円
のお金が域外に出なくなる

→ １億円 ÷ ３００万円 ＝ ３３人の雇用
（１人あたりの年収）
が生まれる

地元の６次化商品例

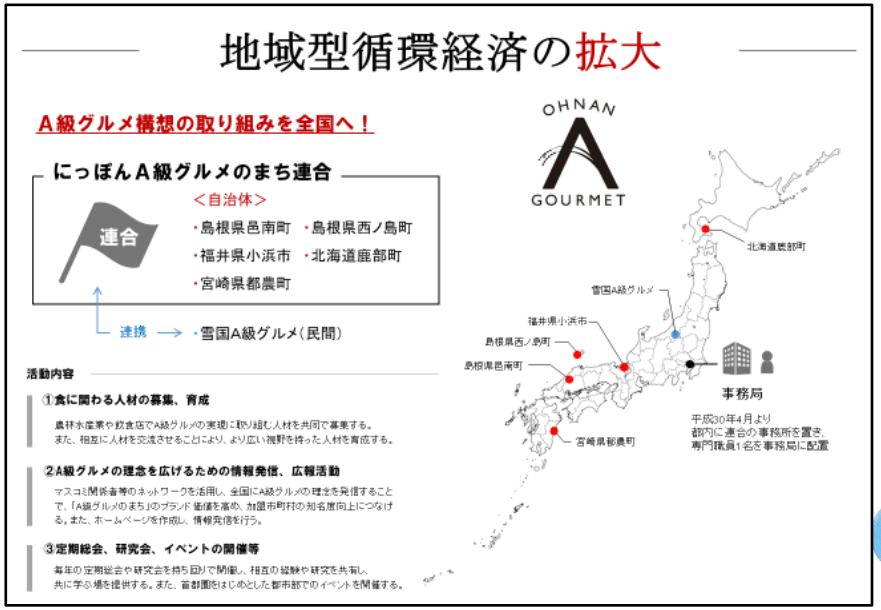

タニマーにとってもやさしい社会
…を、明石から

青木　志帆さん（明石市政策局市長室/政策法務担当課長･弁護士）

目次～わたしの略歴～

１９８１年　大阪で生まれる
１９８７年　頭蓋咽頭腫と診断される→二度の開頭手術
　　→ここから先はずーっと「下垂体機能低下症」
２００１年　高額の医療費を請求される
２００６年　法科大学院卒業
２００８年　司法試験合格
　　特定疾患に指定される
２００９年　弁護士登録（兵庫県弁護士会）
２０１１年　「わたしのフクシ」連載開始
２０１５年　明石市役所入庁

© XXX Inc. All Rights Reserved.
2

頭蓋咽頭腫（ずがいいんとうしゅ）

脳の正中部の下面（下垂体茎付近）に生ずる良性腫瘍。
良性の脳腫瘍ながら、重要な神経や血管に挟まれて成長するため、脳神経外科の領域ではもっとも手術が難しい脳腫瘍である。
腫瘍の上面には、視床下部という、人間が生きるために必要な機能をつかさどる中枢がある。

間脳下垂体機能低下症
- 尿崩症（抗利尿ホルモン分泌不全）
- 甲状腺ホルモン分泌不全
- 副腎皮質ホルモン分泌不全
- 成長ホルモン分泌不全
- 性腺刺激ホルモン分泌不全

© XXX Inc. All Rights Reserved.

「制度の谷間」にいる私

薬を服用していれば、普通と大して変わらない。

- 普通学級で問題なく通学。→特別支援教育の問題ではない。
- 「障害者」でもない。
- 「難病」でもなかった。
  →だからこそ、医療費が苦しかった。
- 「支援が必要」と思ってもらえない。

制度の谷間

「わたしのフクシ」 watashinofukushi.com

「見えない障害バッジ」の啓発も→

「わたしのフクシ」内で、障害福祉にうまく乗らない生きづらさを抱えた人（代表：難病）について考えるコラムを連載していた（2011年～2012年）。

「制度の谷間に落ち込んでいる人」＝「タニマー」

（うまく施策対象にならず、支援からこぼれてしまった）私みたいな人を、「制度の谷間に落ち込んでいる人」などという言い方をしますが、長い上に漢字が多いので、以下、「タニマー」と呼ばせていただきます。

2012年7月25日 「わたしのフクシ」内「せいどのたにま（上）」より引用

（爆発的？）大ヒット

「タニマー」な私の生きづらさ

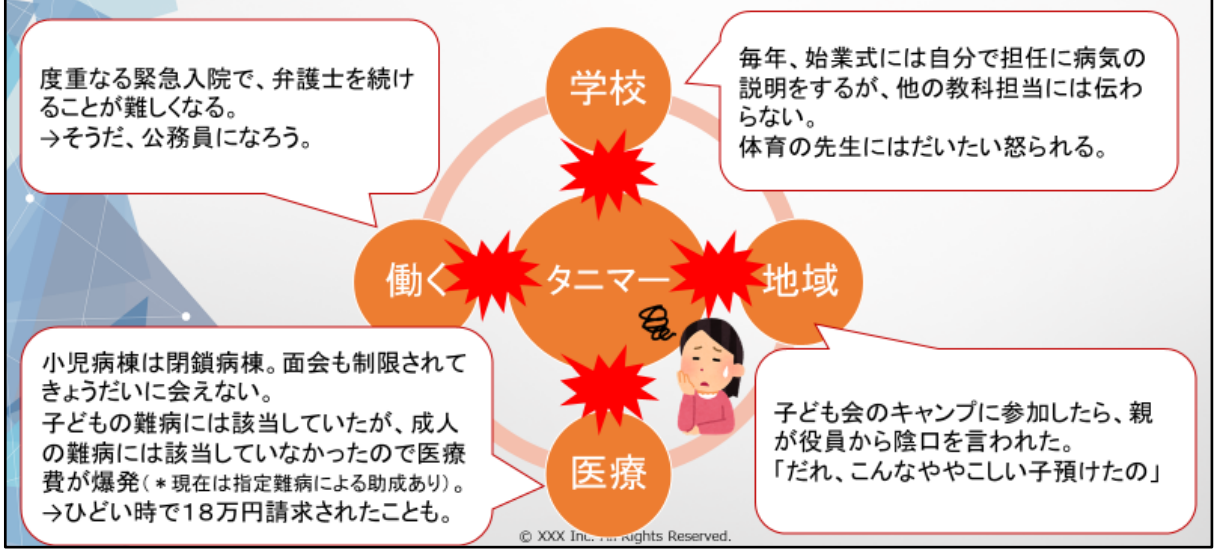

これじゃ生きていかれへん！１８万円ショック！

「タニマー」のアイデンティティ

- 難病にも含まれない
- 障害者手帳も発行されない
- 障害年金ももらえない
- 優先雇用してもらえない

制度上
健康な人
として扱われる

SNSで出会ったタニマーたちから寄せられた声

- 身体は毎日つらいのに、このしんどさに「名前」がない
- 制度と制度の谷間が深くて、抜けられる気がしない
- 「タニマー」、まさにそうだ、このしんどさに形ができた気がする

明石市役所での仕事

条例制定

2015年3月　明石市手話言語障害者コミュニケーション条例
2016年3月　**明石市障害者配慮条例（障害者差別解消条例）**
　　明石市欠格条項撤廃条例
2018年12月　明石市更生支援・再犯防止等に関する条例

私の期待

「障害者」の定義を広く考える立法の流れに乗って、立法と運用次第で「タニマー」の生きづらさを解消できるのではないか。

明石市役所での仕事

権利擁護

権利擁護：
　判断能力の低下その他何らかの事情により、自分の権利を自分で守ることが困難な者の権利を守り、尊厳ある生活を送ることができるようにすること。

- 障害者・高齢者虐待における事実認定、法的評価への助言
- 福祉行政における各種処分に関する法律相談
- 相談員、ケースワーカーが抱える案件に生じる法律課題への助言
- 後見支援センター設立、運営への法的助言
- 多機関協働による包括的支援体制（総合相談体制）
- 万引き等微罪をくりかえす認知症高齢者・知的障害者等の出所後支援

タニマーにとってやさしい社会はみんなにやさしい

明石市の施策スローガン

“やさしい社会”を明石から

- 「タニマー」＝もっとも支援が届きにくい人々
- 「タニマー」の私が安心できる支援体制は、きっとすべての人に届く支援体制に近づけるはず。

・・・を、目指したい。

To be continued…

透明な拘束から彩の介護インフラ構築へ
～身体拘束体験から介護の誇りを生み出すプロセス～

軍司　大輔さん（ＮＰＯまちあす代表理事/ヒトキタシャベル共同代表）

極限の不自由 ｜ 身体拘束をされたことは、ありますか？

身体拘束は「極限の不□由を提供する」こと

今を遡ること10数年前，仙台．川沿いの古びた病院の一角で，僕らは縛られていました。ベッドの上で，俗に言う胴抑/手抑/足抑/ミトン/カギ付きツナギ・・・強化ガラスと鉄柵に覆われた狭い部屋で，独り吐き気や眩暈と闘っていたんです。身動きの取れない身体は，動こうとするほど対象に囚われます。抵抗の無意味さを知るとともに，周囲への増悪は肥大し，昨日まで友人が自分の命を奪いに来た敵のように見えてきます。

縛られたままオムツに排泄し，金縛りにかかり続ける苦しさは想像を遥かに超えるものでした。身体拘束は「極限の不自由」を提供されること。それは緩やかに絞殺されているような，そんな気分でした。

人間の誇りを奪うには
小さな部屋がひとつと
少しの道具があれば
十分だということを
体験は教えてくれます．
もちろん，具体的に．

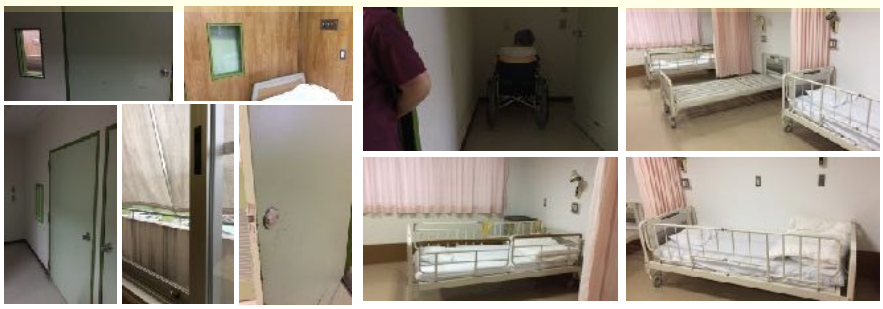

なぜこの人は縛られているんですか？ ｜ 何も起きないように縛る・・・？

身体拘束は「極限の不□由を提供する」こと

久しぶりに全力疾走をした後のような，喉の奥がザラザラする荒っぽい呼吸に辟易しながら「あの人はこんなに苦しいのか」と先輩に言われるがまま縛っていた患者さんを思い出していました。「老人性うつ」で入院してからしばらく経ったある日，認知症と診断された82歳の女性です。自分が休みの日に身体拘束がスタート。出勤してすぐ病棟主任に「なぜ〇〇さんが縛られているんですか？」と聞いたところ，不思議そうな表情で返ってきた回答はシンプルでした。「えっ？危ないから」「怪我されたらこっちの責任になるし▲▲先生の指示出てるし」。

ここにいる人たちの多くは，遅かれ早かれ何らかの形で縛られ，看取られるその日まで抑制帯の中で暮らすことが宿命となっている，そんな環境でした。本当に全員が危ないのか？これを家族に説明できるのか？

これは正しいのか？当時の若手数名でスタートしたのが「24時間身体拘束体験」です。

積極的に／□化的に／消極的に「拘束する」 ｜ 葛藤する□しない□

□の前に積まれた□□よりも，髪をかき上げるだけの□由と，□としての誇りを．

身体拘束を受けている時，顔にかかった前髪をかき上げることができる権利が売っていたらありったけの財産を手放していたかもしれません。しかし、呼吸も，寝返りも，「家に帰りたい」と思う意思すら奪われた時，わずかに残った誇りを消されまいと暴力性が自動的に表面化します。やがてそれも無駄と知った時，誇りはあっさり消え失せ，ただただ疲れ切った無抵抗な存在にならざるを得ないことを知りました。ただ，現場の介護者が皆積極的に身体拘束をしたがっているわけでもありません。常に葛藤と闘いながら，消極的に対象者を縛り続けている人たちが多く存在しています。その介護者たちもまた，身体拘束をするたびに，自分たちの誇りを失っているように思えます。怪我をすると責任を問われる・・・・・人材不足で十分なケアができない・・・・・だから縛らざるを得ない「消極的な拘束」が起きています。身体拘束が拘束者，被拘束者双方から誇りを奪っている現状がそこにはあります。

身体拘束体験記　～自由を奪われた 24 時間～

https://ninchisho-online.com/archives/25674/

積極的拘束

文化的拘束

消極的拘束

文化的な拘束は
介護職の誇りも
喪失させている

文化的拘束＝低文明型拘束

POINT

- 地域でも老舗の病院系列介護老人保健施設
- 日常的に身体拘束/ネグレクトが起きていた
- スタッフの中に「拘束/虐待をしている」という認識は皆無
- 地域の評判「あの病院の系列だからいいところなはず」
- 学習経験/就業経験のある職員が極端に少ない

拘束を拘束と認識している者が内外共ほとんどいない
文化として定着してしまった日常的で見えない虐待

拘束者が望まない拘束，拘束せざるを得ない就業環境．少なくない数の介護者が自由/尊厳/自尊心を支えるはずの介護に誇りを持つことができないでいます．事実，教え子の何名かがこういった理由で介護を離れていきました．介護人材不足は社会保障としての介護を破綻させ，そのまま社会の「介護離職」につながります，そして……

透明な拘束 ｜ 超高齢化と介護離職／介護人材不足

支援の手が途絶えた時，その人の主体性が拘束されている。

抑制帯による拘束やスピーチロックだけが身体拘束ではありません。「その人」に主体的な想いがあって，それを行動に移す時，他者の手助けが必要な場合に，支援の手が途絶えることは「その人」の主体性が拘束されていると言えます。目に見える物的な何かで縛られているわけではありませんが，結果的に主体的な生活が営めなくなる状態，これを私は**透明な拘束**と呼びます。

地域に広がる透明な拘束

介護離職防止。流行語のように繰り返されるこのワードを研修テーマとしていただくことも多くなりました。その傍らでは 40 代以上の企業にとって中核的な人材が介護離職し，介護に縛られている現実があります。その数，10 万人。離職しないまでも，仕事と介護を両立させている人は全国に 346 万人（共に総務省，2017）。

しかし、職業介護を行な介護人材は全国的に不足しています。介護人材不足が進むことで，社会保障としての介護を家族に返却することになります。透明な拘束は社会／経済の基盤である働き手を縛り，要介護者だけでなく，家族介護者の主体性をも縛ります。

介護人材不足は社会/地域にとっても脅威になります．その脅威とは何か？を考えることで，介護の意味が浮き彫りになってきて，誇りも見えてくるでしょう．

ただ人材が増えればいいというわけではありません．

過去，介護福祉士養成校に高い倍率が発生し，事業所にも人材が充足している時代がありました．しかし，人材が充足していた当時，狭義の身体拘束は今以上に蔓延していました．介護人材が不足することが＝身体拘束の理由とはなりません．

社会にとって介護とは何かを再定義し，介護を拡張させる時期がやってきました．

良質な飲み水を張り巡らせるように，介護がインフラとして機能する健全な地域。

介護は社会全体が舞台となります。介護人材不足で支援の手が途絶えることは，そのまま地域力の低下を意味します。蛇口を捻れば良質な飲み水が流れ出すように，地域のあちこちでクオリティの高い介護が提供されることで，要介護者と暮らす介護者も拘束から解放され，社会全体の基盤が維持されます。地域への深化によって健全な社会を生み出すことは介護の誇りです。それは，結果的に誇りのまちづくりへと繋がります。

介護の誇りは健全社会にある｜誇りのまちづくりにつながる介護

介護保険外サービスを地域に創出，フォーマルな介護との協働を生み出す。

介護人材不足はなんとかしたい問題ですが，人材不足は介護に限った話ではないですし，日本人全体が減ってきている中では「人が少ない状況」でも機能する形を考える必要があります。千葉県流山市で地域の方が高齢者の井戸端会議から生み出された「要介護状態でも着やすいオシャレな服」づくり（ヴァンダール）。認知症の母との生活から「日頃の近所付き合いから要介護者も家族介護者もテクノロジーで支える」システムの構築（みっけくらぶ）。仙台市では「フリーアクセスファーム／畑仕事と山の開拓」（学生プロジェクト DIVE）をスタートさせています。

フォーマルが拾い上げられないニーズをインフォーマルが拾い上げる，そしてフォーマルに繋がる。介護がもっと地域を頼ってもいい，そんな協働共生の形が生まれ始めています。リアルな地域がクロスするフィールドワークは，地域のニーズを自然な形で浮き上がらせ，良質で必要な水を必要な量届けるだけのインフラとしての介護を届けます。その流れの中で，介護がもっと専門性からはみ出した「多能職」として機能するための教育やモデルが必要です。それは教育としての進化です。そんな中から生まれる「健全な地域社会」にこそ，介護の誇りは生み出されます。

学生介護プロジェクト DIVE
×
ヒトキタシャベル

七変化男（？）が見た地域共生社会

宇都宮　啓さん（厚生労働省健康局長 など）

国家公務員 ⟷ 地域活動メンバー
NPOメンバー

↕

医　師 ⟷ 患　者

学生時代のバイト
- 家庭教師
- 農家　・工事現場
- エキストラ　等々

部活
- 陸上
- 野球
- ラグビー
- バレーボール、空手

就職してから（霞ヶ関以外）
- 岩手県（救急センター、久慈保健所、県庁）
- 岡山県保健福祉部　・国立国際医療研究センター国際医療協力局
- 米国留学（ニューオリンズ、サンフランシスコ）
- 世界保健機関（WHO）西太平洋地域事務局（フィリピン）

⇒　人間いろいろ、人生いろいろ
文化いろいろ

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

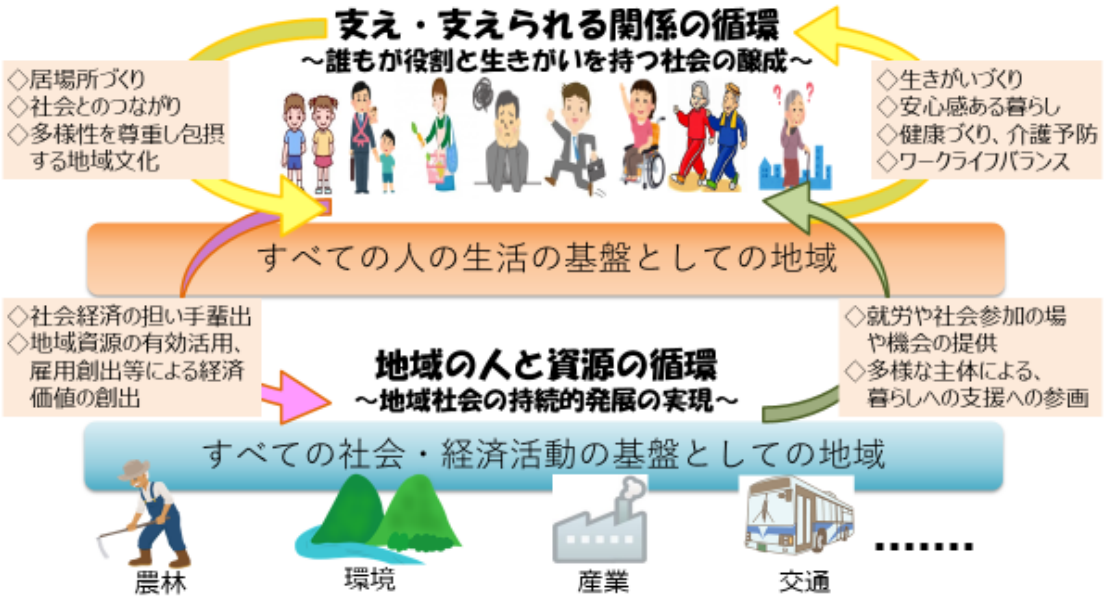

第３期がん対策推進基本計画（平成30年３月９日閣議決定）（概要）

第１ 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」
①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第２ 分野別施策

1．がん予防
(1)がんの1次予防
(2)がんの早期発見、がん検診
(2次予防)

2．がん医療の充実
(1)がんゲノム医療
(2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
(3)チーム医療
(4)がんのリハビリテーション
(5)支持療法
(6)希少がん、難治性がん
(それぞれのがんの特性に応じた対策)
(7)小児がん、AYA(※)世代のがん、高齢者のがん
(※)Adolescent and Young Adult:思春期と若年成人
(8)病理診断
(9)がん登録
(10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3．がんとの共生
(1)がんと診断された時からの緩和ケア
(2)相談支援、情報提供
(3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
(4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
(5)ライフステージに応じたがん対策

4．これらを支える基盤の整備
(1)がん研究
(2)人材育成
(3)がん教育、普及啓発

第３ がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 関係者等の連携協力の更なる強化
2. 都道府県による計画の策定
3. がん患者を含めた国民の努力
4. 患者団体等との協力
5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
6. 目標の達成状況の把握
7. 基本計画の見直し

5

健康寿命の算出方法

国民生活基礎調査・健康票における質問項目

(1) 日常生活に制限のない期間の平均

健康寿命の算出に利用

表2-1. 「日常生活に制限のない期間の平均」の質問

問1 あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。
(1) ある
(2) ない

問2 それはどのようなことに影響がありますか。
あてはまるすべての番号に○をつけてください。
(1) 日常生活動作（起床、衣服着脱、食事、入浴など）
(2) 外出（時間や作業量などが制限される）
(3) 仕事、家事、学業（時間や作業量が制限される）
(4) 運動（スポーツを含む）
(5) その他

(2) 自分が健康であると自覚している期間の平均

表2-2. 「自分が健康であると自覚している期間の平均」の質問

問 あなたの現在の健康状態はいかがですか。
あてはまる番号１つに○をつけてください。
(1) よい
(2) まあよい
(3) ふつう
(4) あまりよくない
(5) よくない

※同様の質問項目が、欧州では健康寿命の算出の１つの方法として用いられている

主観的健康度に基づく健康寿命の算出に利用可能

国民生活基礎調査における質問「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。」に対する「ある」の回答者を日常生活に制限ありと定め、その割合を性・年齢階級別に得る。（対象者は6歳以上の居宅者で、医療施設の入院者と介護保険施設の在所者と0~5歳は含まれない。）

平成28年国民生活基礎調査：調査客体数：289,470世帯 約71万人

健康寿命の定義（各国比較）

① 日常生活に制限のない期間 → 日本

② 健康であると自覚している期間

③ 慢性疾患のない期間

} 欧州、米国、（日本）

④ 疾病毎に重み付けをして計算した期間 → WHO

統計でみた平均的なライフサイクル

子どもの数は減少する一方、平均寿命の延伸により夫の引退からの期間も長くなっています。

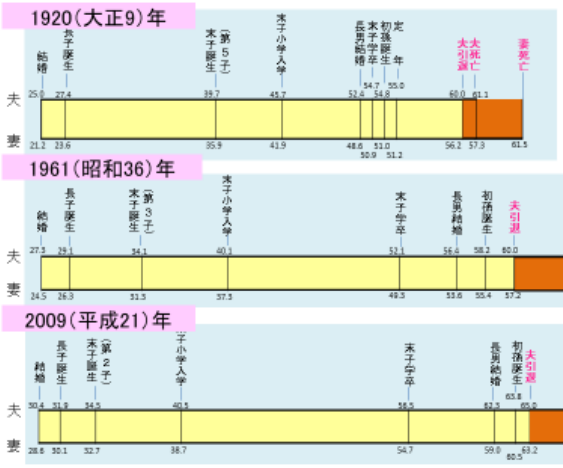

磯野波平は何歳かご存知ですか？

資料：1920年は厚生省「昭和59年厚生白書」、1961年、2009年は厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」等より厚生労働省政策統括官付政策評価官室において作成。
（注） 価値観の多様化により、人生の選択肢も多くなってきており、統計でみた平均的なライフスタイルに合致しない場合が多くなっていることに留意する必要がある。

私の場合

〇〇地区で知っている人は両隣のご夫婦のみ（4人／2万人（当時））

↓

△△小学校PTA会長（副会長、顧問、おやじの会会長）

↓

- 青少年育成〇〇地区民会議副会長
- 〇〇コミュニティセンター運営協議会 企画事業部副部長
- 〇〇地区社会福祉協議会理事
- 〇〇地区□□自治会副会長　　など

地域におけるそれぞれの組織の特徴
（独断的イメージ）

	住民カバー力	事業カバー力	組織力	意思決定速度	柔軟性	楽しみ度
役所	++	++	++	・	・	・
自治会、PTA等	+	+	+	+	+	+
NPO	・	・	・	++	++	++

地域活動なんて知らない、必要ない
負担だ、何で私がやらなきゃならない
↓
互いを知る（知らなきゃ共生不可能）
楽しみ（感）を知る
↓
きっかけ、てこ入れ、お互い様の気持ち

- お互い様の気持ち ← 自分のこと
- 生き甲斐、やり甲斐 ← 居場所と出番

たらいの水のたとえ

電話バリアフリー化を
～電話リレーサービス制度～

小椋　武夫さん（一般財団法人 全日本ろうあ連盟/理事）

1. 電話リレーサービス事業の必要性

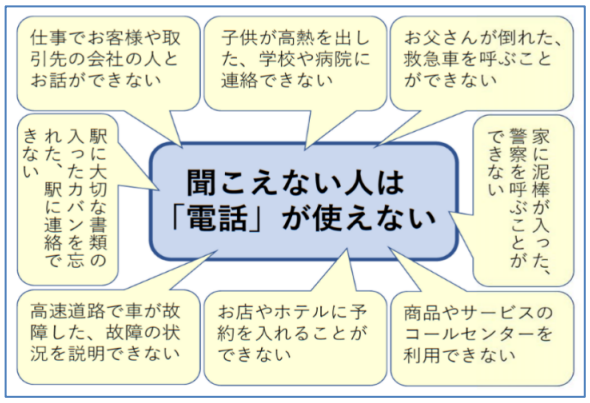

音声が聞こえない人は電話が使えません。聞こえる人と同じように電話が使えるならば、聞こえない人の世界は広がります。電話は、24時間・365日、いつでも安定して使えます。日本の、世界のどこにいても電話番号が分かれば誰とでも自由に話せます。適正なコストで使えます。電話はリアルタイムかつ双方向のコミュニケーションができるという大きな特徴があります。電話の登場は聞こえる人たちの生活や働き方を大きく変え、人類の社会構造の変革の大きな要因となってきました。

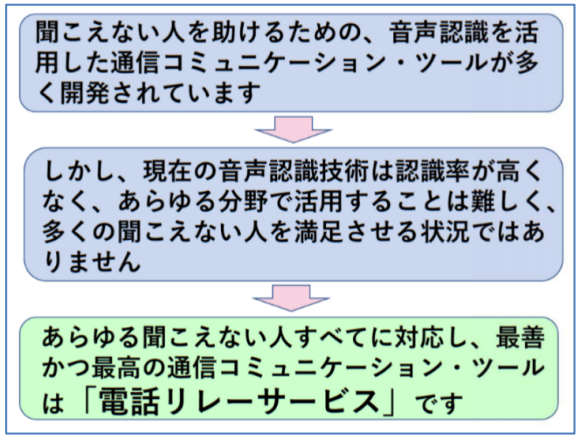

音声が聞こえない、聞こえにくい私たちも電話を使いたい。その思いは、多くの聞こえない人が使えるようにと様々なツールを生み出してきました。1980 年代に手書き電話、ミニファックスが登場したときは、電話回線を通して相手とつながることができると多くの聞こえない人は感動しました。その後、ファックスは聞こえる人たちの家庭にも普及し、ファックスはユニバーサルな通信機器となっています。ＩＣＴ（情報通信技術）の発展により、スマートフォンも含めた携帯電話でのメールが使えるようになりました。また、テレビ電話機能を付加した電話機も精度は粗いものも普通に使えるようになりました。

今や、音声だけでなく、紙媒体、文字データ、映像とコミュニケーションツールが広がってきました。しかし、ファックスとメールでは、電話の大きな特徴であるリアルタイムかつ双方向のコミュニケーションはできません。また、テレビ電話は使える人が限定されています。リアルタイムかつ双方向のコミュニケーションに参加できない、多くの聞こえない、聞こえにくい人は、電話を使う聞こえる人たちの世界に参加できず取り残されている状態のままになっています。

欧米の聞こえない、聞こえにくい人の多くは、日本よりあらゆる分野での社会参加が進んでいます。彼らの多くは電話リレーサービスを活用しています。この電話リレーサービスを使って、聞こえる人に伍して、あるいはそれ以上に自らの能力を駆使して社会の第一線で活躍しています。聞こえない、聞こえにくい人が活躍できる場が広がることは、聞こえる人の世界もまた広がることを意味します。

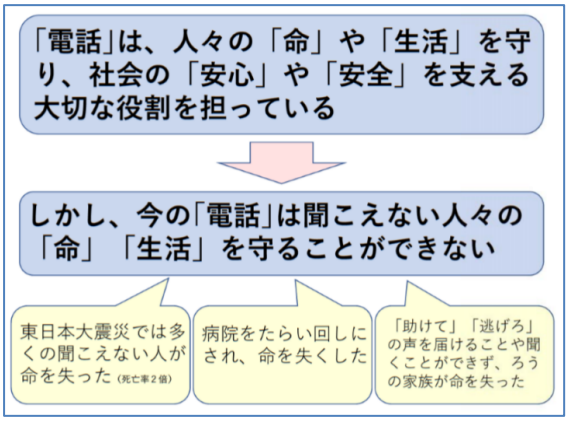

それだけではなく多くの聞こえない人が、この電話リレーサービスを利用することによって、聞こえる人たちが受けているように安心・安全な社会生活を送ることが保障されています。火災、震災、交通事故、電車事故、救急、あらゆる緊急時の連絡にも対応することができます。聞こえる人たちも安心して聞こえない、聞こえにくい人たちに対応することができるのです。

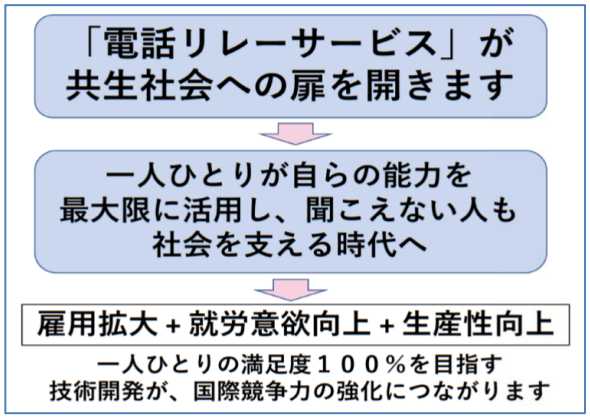

利用経験のある聞こえない、聞こえにくい人の話によると、「電話ですぐに在庫確認できるようになった」、「仕事においても電話リレーサービスは有用であり、周囲からの評価があがった」、あるいは「電話できることは本当に行動範囲が広がること」「日常生活になくてはならないものとなっている」「自分で自立でき、急な連絡も出来て大変助かった」などの声が多く寄せられています。聞こえない、聞こえにくい人は電話を使用できないため、職場でも不利な立場におかれていますが、電話リレーサービスを仕事で活用することは、本人の能力をフルに発揮するだけにとどまらず、社会全体の生産性向上にもつながります。

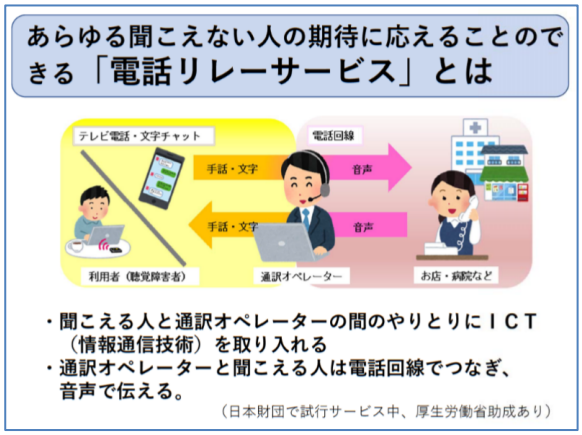

聞こえる人から聞こえない･聞こえにくい人に電話をかけられることでもあり、電話リレーサービスの制度化を享受するのは社会全体と言えます。

欧米で普及している電話リレーサービスは、リアルタイムかつ双方向のコミュニケーションができる唯一の方法であり、電話と同じようにいつでもどこでも誰とでも自由に使える仕組みです。聞こえない人同士をつなぐだけではなく、聞こえない、聞こえにくい人と聞こえる人をつなぐことができます。

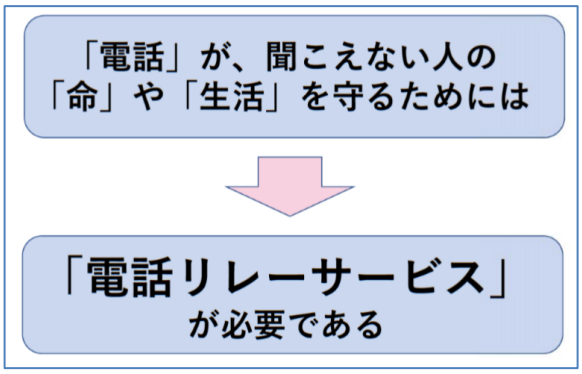

電話リレーサービスは、聞こえない、聞こえにくい人も、聞こえる人同士で使っているのと同じように電話ができるようにすることを実現します。

2. 電話リレーサービス事業の制度化の必要性

情報へのアクセス手段は、近年大きな進歩を遂げ、様々な方法が開発されています。しかし、限られた人のみが情報アクセスの恩恵を受けるのではなく、すべての障害者が情報を本人の望む形で受け取り発信することができるよう、誰もが等しく情報にアクセスできる社会を目指して、私たちは「情報アクセシビリティ」の普及啓発に取り組んでいます。

電話リレーサービスの実現に向けた必須７原則
一般財団法人全日本ろうあ連盟

原則１．24時間365日、聞こえない人からも聞こえる人からも双方向で利用できること
原則２．緊急通報を含め、全ての電話番号につながること
原則３．聞こえない人は手話言語通訳、日本語文字通訳を必要に応じて選択し、利用できること
原則４．オペレーターはメッセージをリアルタイムかつ正確に伝達できること
原則５．利用料金は音声通話と同じ負担となること
原則６．利用対象や内容、通話量、時間帯等の制限を設けないこと
原則７．東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年にはスタート出来るように、速やかに体制を整えること

電話リレーサービス事業は、現在、日本財団、情報提供施設、事業者で行われています。聴覚障害者が求める「24 時間、365 日」サービスではなく、財源やオペレーターの確保等の課題があります。

原則１：公的インフラとしての整備と２４時間対応

＜聞こえる人からの通話は共用社会につながる＞
・電話リレーサービスは聞こえない人専用のサービスではない。聞こえる人からも聞こえない人に電話出来るような対応が必要である

＜本人認証にも対応できる電話リレーサービスを＞
・公的インフラであるからには、「オペレーターは回線交換の一部」とみなし、電話による本人認証も可能になるような施策が必要である

＜電話リレーサービスは24時間365日対応が必須＞
・夜間運用を実施
⇒夜間当番を事業者持ち回りとする、緊急通報窓口を警察庁、消防庁に設置する等の方策が必要である

電話は社会インフラであり、公共サービスとして位置づけられています。音声通話と同じ程度の負担で提供されるべきという考えから電話リレーサービスを公的責任で実施できるようにすることが必要です。

つまり、公共サービスとして電話リレーサービス事業を行うことは、法令等を整備することによって、聞こえない、聞こえにくい人、また発話困難な人など今まで電話利用が困難であった人も、通訳費用を自己負担することなく、電話が利用できる継続的な制度およびシステムを構築することです。

3. 条約や法律から情報通信利用の立場の容易さを求める

国連の条約や日本の法律では、障害者を排除してはならないと定めていますが、日本の「電話」は障害者を排除しています。

（１）障害者権利条約
（２）障害者基本法
（３）障害者差別解消法
（４）電気通信事業法
（５）国際パラリンピック委員会（ＩＰＣ）アクセシビリティ・ガイド

このサービス事業への財政的支援は必須であり、国のリーダーシップによるユニバーサルサービスとしての位置づけや電気通信事業者の責任の明確化など法制度を含めた課題が多くあります。

国連障害者権利条約第９条及び国の障害者基本法第 22 条では、障害者が電気通信を利用しやすくするための施策を求めています。

障害者権利条約（以下、権利条約）は、第９条「施設及びサービス等の利用の容易さ(アクセシビリティ)」において次のように規定しています。

「･･･障害者が他の者との平等を基礎して･･･情

報通信･･･の利用の容易さを妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃する事を含むものとし･･･」。そして障害者基本法においも第 22 条で「国及び地方公共団体は、･･･情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する利便増進･･･」と規定しています。

私たちは、この権利条約の諸規定から、他の者との平等を基礎とすること、情報通信の利用の容易さ（アクセシビリティ）という観点から、電話リレーサービスを公共のサービスとすることを求めます。

また、電気通信事業法の第６条（利用の公平）において「電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的扱いをしてはならない」と規定し、第７条では、「基礎的電気通信役務の提供（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。･･･）と規定しています。

現在は、厚生労働省により、社会福祉資源の一つとしての聴覚障害者情報提供施設が実施する予算が出ています。しかし、聴覚障害者情報提供施設が提供する電話リレーサービスは、昼間の時間帯に限定されており、また障害福祉サービスの事業であるので、聞こえる人が自ら聞こえない人

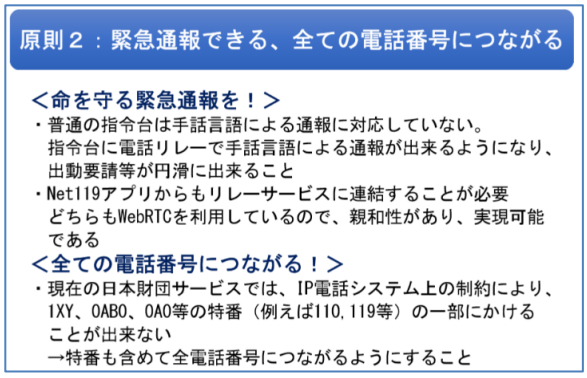

にかける仕組みになっておりません。

今の電話と同じようなレベルにはなっていないという課題があります。電話リレーサービスを、情報通信のアクセシビリティにおける公共のサービスとしていくための法整備を実現していくには時間が必要とされます。

4. 公共サービス化へ実現していく

一つの目標として 2020 年の東京オリンピック･パラリンピックまでに公共サービス化を実現していくべきです。

私たちは、他の者との平等を基礎とすること、情報通信の利用の容易さ（アクセシビリティ）という観点から、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かして、電話リレーサービスを公共のサービスとすることに取り組みたいと思います。

つながり、育む　これからの暮らし
～アンダンチ　～

福井　大輔さん（株式会社未来企画/代表取締役）

アンダンチのシーズ①

住みたいニーズへの対応
と
看護小規模多機能へ

グループホームと看護小規模多機能の用地を探す

アンダンチのシーズ②

医療介護も予防への啓蒙
と
暮らしの保健室の活動

暮らしの保健室と飲食（ライフスタイルの提案）
そして、就労支援を組み合わせたビジネスモデル
テナントを探す

1,000坪の土地が
土地区画整理事業地から見つかる

シーズ①と②の融合
と
スタッフの働きやすさと日常的な
世代間交流のための保育所を加える

これがアンダンチの原型

地域の特色

震災の集団移転地域にも指定されており、
土地区画整理事業として都市計画の一部である。
＜地域住民は大きく３つの区分けができる＞
・従来より住んでいる方々
・震災後に移転してきた方々
・地下鉄もできて、ニュータウンとして
便利だから引っ越してきた方々
どのように地域で交わって行くかが課題

医食住と学びの多世代交流複合施設

アンダンチ 2018年7月１日オープン

１Ｆ和食レストラン「いろは」
２Ｆ企業主導型保育所

看護小規模多機能型サービス 訪問看護ステーション

就労継続支援B型事業所
コミュニティスペース

サービス付き
高齢者向け住宅

コンセプト

赤ちゃんからお年寄りまで、

障害があってもなくても

それぞれの役割の中で、

心豊かに暮らす。

そんなまちづくりの拠点

コンセプトメイキング

・高齢者の「暮らし」

・子供から大人までの学び

高齢者の「暮らし」
を考えた時
建物完結型の
施設生活って
幸せなのか？

レジデンスでは子育てサークルに場所の提供

８月19日アンダンチ縁日開催！

12月22日アンダンチクリスマスマーケット

アンダンチという「場」を持ったことで、地域の声が聞けるようになった。建物完結型にせず福祉施設と地域との接点となる賑わいづくりに取り組んでいる。

高齢者のくらしを支える各種の支援

大島　一博さん（厚生労働省老健局長）

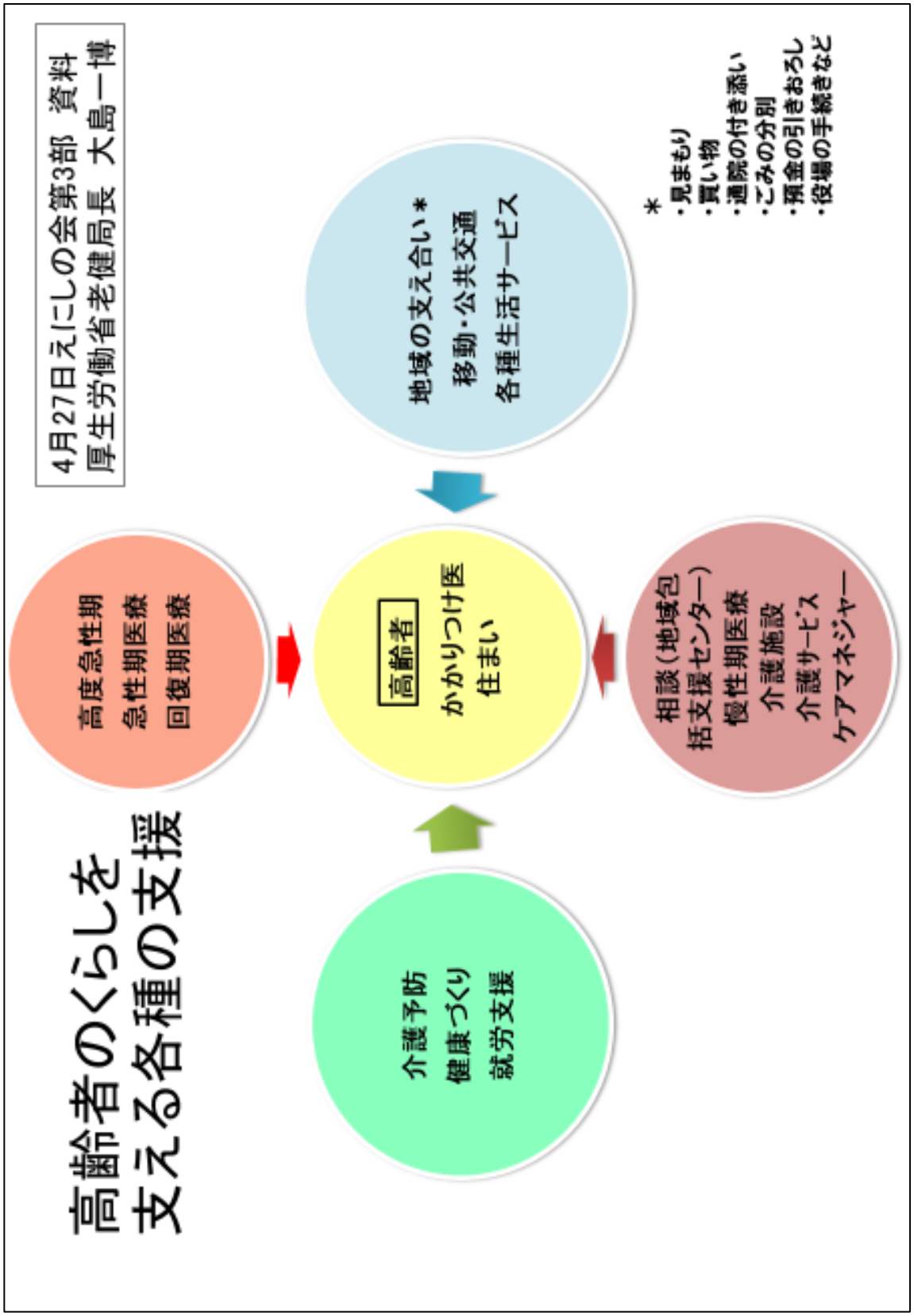

これからの地域づくり戦略

集い・互い・知恵を出し合い

3部作 1.1版

縁…絆…縁…絡…縁…紡…縁…編…縁…綱…縁…繋…縁…繰…縁…糾

具体的方策
体操等の「通いの場」が、まちを変える。
■ 参加すること、体操することで、元気になる
■ 集まることで、地域がつながる
■ つながる地域が、まちを変える
公民館
CAFE
「互助」が、地域の高齢者の暮らしを支える
介護
医療
予防
健康づくり
日々の生活の支援
（地域の支え合い・「互助」）
買い物
ゴミの分別
見守り
解決に向けて知恵を出し合う場「地域ケア会議」
「地域ケア会議」は
専門職が知恵を持ち寄る場
市町村
（主催者）
医師、歯科医師、
薬剤師、看護師等
の専門職
リハビリ専門職
ケアマネジャー
生活支援
コーディネーター
地域包括
支援センター
（保健師、主任ケアマネ、
社協等）

名張市における地域づくりの基盤づくり

第１ステージ 「交付金化」	第２ステージ 「組織見直し」	第３ステージ 「地域ビジョンの策定」	第4ステージ 「市民センター化」
○2003年３月に「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」を制定。	○昭和３０年代からはじまった「区長制度」を廃止し、区・自治会である「基礎的コミュニティ」と、それを包含する小学校区を単位とする「地域づくり組織」に整理。	○15地域が個性ある将来のまちづくりのための基本方針、将来像、それに基づく実施計画を策定。	○地域づくり組織に指定管理委託していた公民館を市民センター化し、地域づくり活動・生涯学習活動・地域福祉活動の拠点としてスタート
夢づくり地域交付金の概要 １．地域づくり組織の活動支援として交付 ２．使途自由で補助率や事業の限定がない交付金 ３．住民合意でまちづくり事業を実施し、交付金を活用 4.ハード・ソフトは問わない。ただし、宗教活動、政治活動に使用してはならない。 2003年度実績：　5,000万円 2018年度実績：1億600万円	地域づくり組織の組織図 例： 一般社団法人格をもつ地域づくり 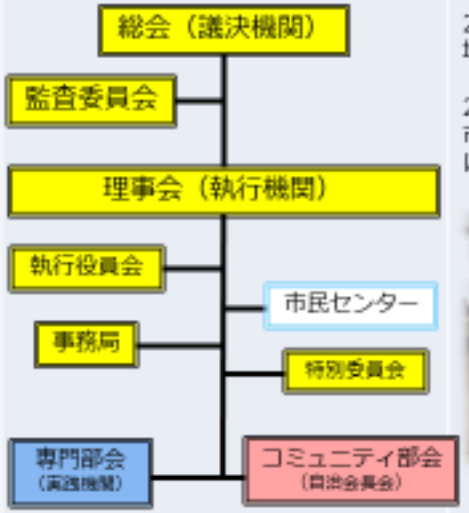 	2009年～ 住民アンケートの実施 各地域にて策定委員会を組織 2012年3月 地域ビジョン発表会 2018年 市総合計画の地域別計画に位置づけ 	2016年4月～ 市民センター化 2018年5月～ 市民センター和室で地域づくり組織によるレストラン営業開始

ハラハラ・ドキドキ・裏方ボランティア物語

えにし結び名簿の左端に★印がついた老若男女。MSW、PSW、PT、OT、管理栄養士、介護福祉士、社会福祉士、看護師、保健師、医療事故の遺族、がんサバイバー、大学教授、ジャーナリスト……。多彩な顔ぶれの共通点は、たった１つ。国際医療福祉大学大学院の医療福祉ジャーナリズム分野を「ふるさと」と思っている裏方ボランティアの院生、卒業生です。

最初の 10 年は、仙台に拠点のある NPO 法人全国コミュニティーライフサポートセンター（CLC）の方々が、一肌脱いで裏方をつとめてくださっていました。ところが、東日本大震災。「人は乱世にボラになる」の法則どおり、院生卒業生が立ち上がりました。CLC の方々からノウハウを教えていただき、不慣れな世界へと漕ぎだしたのでした。

◆映像配信&ツイッターボラ

2010 年から実験的に Ustream 配信が始まりました。当初は電波状況と悪戦苦闘したのですが時代と共に環境整備され、以前より格段に安定して来ました。それでも生中継にトラブルはつきもので、毎回ドキドキしています。励みになっているのは、海外にいらっしゃる「えにし」の方や当日会場に来られない方からの喜びと温かいお言葉です。機材も４映像をスイッチング、字幕や音声も高品質で届けるられるようにバージョンアップしています。（外注したらウン十万円のレベル！）また、後日 Youtube で見て頂けるようにアーカイブもしております。「字幕付き」なのが自慢です。生中継＆アーカイブの URL ご案内はえにしメールでお知らせしています。

◆資料配布ボラ

お手元の手提げの中に資料は、見本をお送りいただき、封入の順番を考え、細かい確認作業があるので一覧表完成は、当日の未明。朝 10 時には「袋詰めボランティア」を志願してくださった方々が会場に到着集合。送られてきた段ボール約 50 箱を開いて、セットしていきます。届くはずの資料が届かないこともしばしばで、ハラハラドキドキの連続ですが、それでも、膨大な資料 400 セットを１時間で終わらせるという離れ業に毎年成功（*^―^*）。資料袋の山は相当な重さになり、開始前から汗だくでの作業です。それでも「疲れより充実感でいっぱい」「隣で局長さんがボランティアしていろんなお喋りができた」「来年もボランティア志願します」という声も飛び交い、皆様の貴重な思いを、資料袋の中に込めてお届けしています。

◆プログラムづくりボラ

かつては、仙台を拠点として活動をする NPO 法人 全国コミュニティサポートセンター（CLC）の方が当日未明まで無料奉仕で印刷し、インクが乾くのを待って仙台から運んできてくださいました。

いまは、ＰＳＷと OT とライターの卒業生トリオがレイアウトを担当、印刷はプロにお任せしています。入稿が遅れると値段が跳ね上がるので、徹夜仕事になるのは同じです。

今年も、登壇のみなさんから、伝えたい想いの詰まった原稿が予測をはるかに超えた量で次々届き、「お１人４ページ」におさめるために、相談メールが飛び交う嬉しい事態になりました。

超ご多忙のなか、印刷に耐えうる解像度の写真や細々したデータをお送りいただき最高傑作の保存版資料となるよう協力していただきました。みなさんの情熱をプログラムに凝縮させるため、レイアウトは入稿当日まで手直しを繰り返しています。入稿前夜と当日が、一番忙しいのです。

◆名簿＆胸の名札作り＆満員御礼判定ボラ

当初はＣＬＣの方たちが、手紙と返信ハガキをいれ、発送までひきうけてくださっていたのですが、いまはすべてメールで受信。えにしメールでお知らせすると、その日のうちに 100 人を超える申し込みが殺到します。必死でコピペし、エクセルに転記し、同時に、昼の部・夜の部の定員に達するかどうかを常にカウントします。キャンセル率が、極めて低く、みなさんが年に一度のこの企画を楽しみにしてくださっているのが、ひしひしと伝わってきます。印刷前に、参加者に名簿に記載するお仕事、メルアドを記載した確認メールを発送します。ところが、ご自身が記入された公開メルアドにミスがあるケース多く、エラーメールがかなりの数戻ってきて悪戦苦闘します。最終名簿から受付名簿を作成し、名札をプリントアウト。綺麗に出来上がった名簿や名札を見ると、嬉しさがこみ上げます。

◆受付まわりなど、もろもろ

会計、受付周辺の細々した仕事、会場案内、書籍販売、登壇者のお迎え、情報保障、全体統括、PC やプロジェクター周りのセッティングと操作、記録写真・映像、全て院生・卒業生の裏方ボランティアです。

事前の会場の手配と交渉、横断幕・登壇者垂れ幕など各種表示サインの手配や作成、周辺のレストラン事情の調査も。配慮の必要な方々の案内、お釣り、掲示物、トイレのこと、雨の場合のタオル準備などなど、無事故で快適に過ごして頂きたく細かなことにも話が及びます。

受付では会計、名札を取り、席をくじ引きで決めていただくため、お待たせしませんよう、事前打ち合せを重ねながら臨みます。小物印刷ボラは前日寝ずにプリントアウトし続け、会社で仮眠後リュックで持参。書籍ボラは重たい段ボール箱を次々にあけ、販売コーナーに登壇者の著書を並べます。撮影ボラは朝から撮影スタートし万歩計は相当に。会場内では、総合司会ボラが練習を繰り返し、設営ボラが全ての機器の操作確認。統括は会場を走り回って全体点検…。皆様がお越しになる時間にはボランティアー同、肉体労働後とは思えない爽やかな笑顔でお迎えします。

裏方ボランティアは肩にリボンを付けていますので、何なりとお尋ねください。

会の終了後は記録音声の文字起こし、写真の整理からウエブサイトへのアップ、動画の整理と公開……。イベントのプロとは程遠いアマチュアメンバーが、指揮命令系統があるようでない、ファジーな体制のなか、「思い」だけで進行にあたっていますので、数々の不行き届きがあるに違いありません。次回の改善に役立てさせていただきますので、どうかご助言をお寄せください。

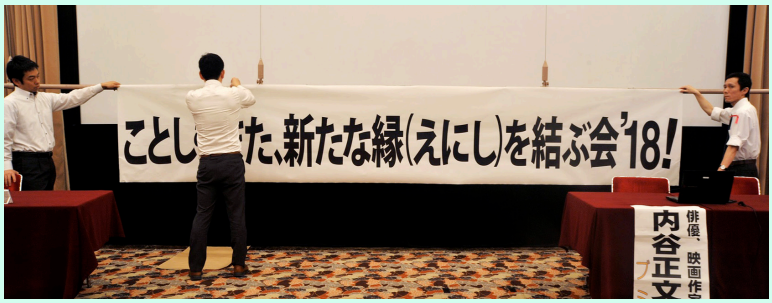

「つどい」の８つのシキタリ

その１

毎回、多彩、豪華な「えにし」の方がご登壇くださいますが、どんなに高名な方でも、講演料ナシ。「素晴らしい参加者の前で話すことができる、それは、“権利”なのだ」という理屈からです。

その２

登壇は「権利」なので、よほどのことがないかぎり、「一生に一度」だけ。せめてものお礼に、ご著書をお買い求めになり、広めてくださいませ。もちろん、ご発言の内容も。

その３

「えにし」の集いのモットーは、前例を破ること。〇〇先生、〇〇局長という上下っぽい呼びかけは御法度です。濃縮シンポ「地域包括ニセモノ・ホンモノ」の準備のための同送メールで、カラちゃん、たんちゃん、はなちゃん、ただちゃん、さるちゃん、もりちゃんと呼び合って盛り上がったみなさんは、いまは、無二の親友に。今回ご登壇の元厚労大臣は、しおちゃん、２人の局長は、シマボンとウッチャンです。

その４

えにしの集いには、毎回 news が潜んでいます。認知症ご本人、ＬＧＢＴご本人が登壇してくださった、それぞれ２年後、マスメディアでブームになり、その２年後には、行政も変わり始めました。今回も、news がプログラムの中に隠れています。多数参加しておられるメディアのみなさま、見つけてくださいね。

その５

「乱世、人はボラになる」という法則があります。2001 年から 10 年間も裏方プロのワザでたすけてくださった全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）の拠点を大震災が襲ったとき、国際医療福祉大学大学院 医療福祉ジャーナリズム分野の院生・卒業生が立ちあがりました。詳しくは、前のページを。

その６

「えにし」を結ぶには、情報保障が欠かせません。プロによるパソコン文字通訳、手話、磁気ループ、指点字を用意することが慣例になりました。だれもが参加していただけるように、介助の方からは参加費はいただかないのも慣例です。

その７

「えにし」の会のスポンサーは、ご参加くださったみなさまです。マスメディアが、まず、取り上げないメディア批判、広告主に遠慮して躊躇する利益相反問題に切り込めたのは、スポンサーなしで一切をまかなっているからです。赤字が出たら「小間使い」が老後？の貯金を取り崩す覚悟。けれど、毎回、奇跡的にセーフ。でも昨年は、収入が会費とご寄付で 247 万 2000 円、支出が 248 万 812 円（プレスセンター34 万 5749 円、イイノホール 86 万 1801 円、情報保障 31 万円 5000 円、登壇してくださった方の旅費・宿泊費 20 万円 2000 円、機材借用代 10 万円、印刷・紙代 50 万 3820 円、手提げ袋 4 万 4142 円、懇親会登壇者分 3 万 8000 円、宅急便 3 万円 etc.）で差し引き 8812 円の赤字に。

その８

席は、籤引き。「新たな」えにしを結ぶためです。話の糸口になる「名札」と「えにし結び名簿」を用意しました。恋が偶然から生まれるように、名簿と胸の名札、そして、籤で偶然近くに坐った方や「えにし結びたい・む」で出会った方々と、日本を変える「えにし」が結ばれますように。

おみやげは、「新たなえにし」＋α o(^^o)(o^^o)(o^^)o

◆「えにし」出生の秘密◆

福祉と医療・現場と政策の「新たなえにし」を結ぶ会は、2001 年5月 12 日、ここ、プレスセンターで誕生しました。

制度や予算の壁にぶつかりながら道を切り開いている当事者や現場スタッフ、現場に学んで制度や政策をつくろうとしている行政官や首長、勉強熱心なジャーナリスト、研究者のみなさん、あわせて、450 人。私が朝日新聞から大阪大学大学院にうつることを励ましてくださる集いでした。ところが、私には電話１本で助言してくださる方々が、お互い見知らぬ人だったのでした。この日、不思議な「えにし」が結ばれ、毎年、開かれることになり、第 19 回を迎えました。

表紙は、「えにし」の樹に飛んできてくださった方々をイメージしたレイアウトボランティアの創作。下は、夜の部を終えての居酒屋。沖縄の仲地宗幸さんの三線の名人芸に誘われて踊りだしたみなさんです。そして、去年の会の直前に起きた地震の被害にあった方々のために急遽作られたくまモン募金箱。この後も飛び回り募金額は 50 万円を超えました。

◆「えにし」のホームページと「えにしメール」と◆

志をつなぐ道具は、えにしの HP と「えにしメール」、そして、年に１度の「えにし」のつどいです。「えにしメール」には２つの“特技”があります。１つは，マスメディアで報じられない大事な news が載っていること。スポンサーも上司もいないので、のびのびと、でも、正確を旨としてお送りしています。

もう１つは、発信するだけでなく、「志の縁結び係＆小間使い」として、志をともにする方や分野を繋ぐことです。2001 年には 30 通だった宛先が、いまは、7000 通を超えました。米、英、仏、独、伊、スイス、オランダ、ベルギー、北欧４か国諸国、マレーシア、ルアンダ、韓国、台湾、オーストラリア、フィリピン、ラオス、トンガ、そして日本の友人知人が読んだり、転送したりしてくださっています。

◆糸ヘンづくし◆

胸元の名札やテーブルの上の番号の上下、このページの上下の縁飾りにお気づきになりましたか？　拡大すると、

縁…絆…縁…絡…縁…紡…縁…編…縁…網…縁…繋…縁…繰…縁…糺…縁…紀…縁…紗

「縁」という字のあいだに糸ヘンの字がはさまれています。「えにし」のグラフィックデザイナーの牧ローニさんが、つどいがスタートしたときに、デザインしてくださいました。「人間っていろんな糸ヘンが、絡みあい、紡ぎあって、編まれているんですよね。ネット（網）とか、繋がるとか。どうぞいつまでも継続していただけますように。結び。ナンチャッテ」。

糸ヘン飾りのついた名札を、ケースからはずして、記念に、どうぞ(^_-)-☆。

令和の共生社会のキーワード

平成 31 年 4 月 27 日@えにしを結ぶ会
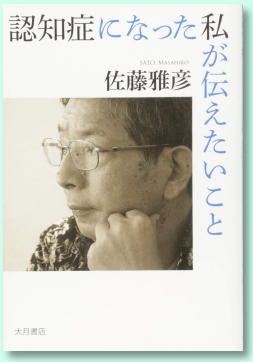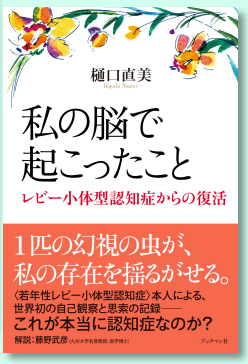
1月１５日、二宮町から　中村成信さん